

資料目次

資料 1 「科学研究費補助金」等獲得型補助金の採択状況	3
資料 2 関係団体からの賛同書	4
資料 3-① 湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 養成する人材像(HR)とディプロマ・ポリシー(DP)との関連表	10
資料 3-② 湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 養成する人材像(HR)とカリキュラム・ポリシー(CP)との関連表	11
資料 3-③ 湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 養成する人材像(HR)とアドミッション・ポリシー(AP)との関連表	12
資料 4 湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻ディプロマ・ポリシー(DP)とカリキュラム・ポリシー(CP)との関連表	13
資料 5-① 湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 カリキュラムマップ【授業科目とディプロマ・ポリシー(DP)との関連表】関係性	14
資料 5-② 湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 博士後期課程 カリキュラムツリー	15
資料 6 博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール(案)	16
資料 7 湘南医療大学大学院学位規則	17
資料 8 博士論文審査実施要項	22
資料 9 湘南医療大学 研究倫理規程	26
資料 10 湘南医療大学 人を対象とする研究倫理審査要項	29
資料 11 湘南医療大学リポジットリ規程	39
資料 12 看護学領域の大学教員を志望する院生の履修モデル	43
資料 13 看護学領域の研究者を志望する院生の履修モデル	44
資料 14 看護学領域の高度専門職業人を志望する院生の履修モデル	45
資料 15 リハビリテーション学領域の大学教員を志望する院生の履修モデル	46
資料 16 リハビリテーション学領域の研究者を志望する院生の履修モデル	47
資料 17 リハビリテーション学領域の高度専門職業人を志望する院生の履修モデル	48
資料 18 湘南医療大学大学院長期履修規程	49
資料 19 湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程	51
資料 20 湘南医療大学大学院院生研究費規程	55
資料 21 湘南医療大学入学者選考規程	58
資料 22 湘南医療大学教育職員定年規程	60
資料 23 湘南医療大学大学院運営管理会議規程	61

資料 24 「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」	63
資料 25 「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則」	68
資料 26 「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」	78
資料 27 「湘南医療大学における研究不正防止計画」	79
資料 28 「公的研究費等に係る適切な運営管理について」	82
資料 29 「湘南医療大学研究不正防止管理体制」	85
資料 30 「湘南医療大学 利益相反管理規程」	86
資料 31 「湘南医療大学 研究倫理委員会規程」	93
資料 32 湘南医療大学 FD/SD 研修会の内容(過去5年)	96
資料 33 湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程時間割(案)	97
資料 34 湘南医療大学 特別任用教員に関する規程	101
資料 35 教員組織方針	103

【資料1】

科研費応募・採択状況(平成29年度採用分～)

平成29年度採用分

	平成28年11月応募										平成29年5月応募		
	若手B		基盤B		基盤C		挑戦(萌芽)		平成29年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	前年比	うち採択数
看護学科	1	-	0	0	3	2	5	-	2	-	11	10	2
リハ学科 (PT)	-	-	-	-	3	-	2	-	1	-	6	5	-
リハ学科 (OT)	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	3	2	1
計	1	-	-	-	7	2	8	-	4	1	20	17	3

平成30年度採用分

	平成29年11月応募										平成30年5月応募		
	若手		基盤B		基盤C		挑戦的研究		平成30年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	前年比	うち採択数
看護学科	4	1	0	0	8	-	0	0	1	-	13	2	1
リハ学科 (理学)	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	3	-3	1
リハ学科 (作業)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-1	1
計	7	2	-	-	10	1	-	-	1	-	18	-2	3

平成31(令和1)年度採用分

	平成30(2019)年11月応募										令和1(2020)年5月応募		
	若手		基盤B		基盤C		挑戦的研究		令和1(2020)年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	前年比	うち採択数
看護学科	1	1	-	-	5	-	-	-	1	-	7	-6	1
リハ学科 (理学)	2	1	-	-	2	-	1	-	-	-	5	2	1
リハ学科 (作業)	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	4	2	-
臨医研	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
計	5	3	-	-	8	-	1	-	3	-	17	-1	3

令和2(2020)年度採用分

	令和1(2019)年11月応募										令和2(2020)年5月応募		
	若手		基盤B		基盤C		挑戦的研究		令和2(2020)年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	前年比	うち採択数
看護学科	3	1	1	1	8	-	1	0	2	-	15	8	2
リハ学科 (理学)	1	-	-	-	6	1	-	-	1	1	8	3	2
リハ学科 (作業)	2	-	-	-	7	-	-	-	-	-	9	5	-
臨医研	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1	-
計	6	1	1	1	21	1	1	-	3	1	32	15	4

令和3(2021)年度採用分

	令和2(2020)年11月応募										令和3(2021)年5月応募		
	若手		基盤B		基盤C		挑戦的研究		令和3(2021)年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	うち採択数	応募数	前年比	うち採択数
看護学科	1	1	-	-	11	3	1	-	-	-	13	-2	4
リハ学科 (理学)	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	4	-4	1
リハ学科 (作業)	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-3	-
臨医研	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
計	2	1	-	-	20	4	1	-	-	-	23	-9	5

令和4(2022)年採用分

	2021年10月応募										2022年5月応募		
	若手B		基盤B		基盤C		挑戦(萌芽)		2022年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	前年比	採択数
看護学科	1	-	-	-	10	1	1	-	1	1	13	0	2
リハ学科 (PT)	2	-	-	-	5	1	-	-	1	1	8	4	2
リハ学科 (OT)	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	5	-1	-
薬学部	2	1	1	1	9	3	-	-	2	-	14	14	5
臨医研	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3	3	-
計	8	1	1	1	29	5	1	-	4	2	43	20	9

令和5(2023)年採用分

	2022年10月応募										2023年5月応募		
	若手B		基盤B		基盤C		挑戦(萌芽)		2023年5月応募 スタート支援		計		
	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	前年比	採択数
看護学科	2	-	-	-	6	-	1	-	-	-	9	-4	-
リハ学科 (PT)	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	4	-4	-
リハ学科 (OT)	1	-	-	-	6	-	-	-	-	-	7	2	-
薬学部	3	-	-	-	14	-	1	-	-	-	18	4	-
専攻科	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-
臨医研	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3	0	-
計	8	-	-	-	32	-	2	-	-	-	42	0	-

【資料2】

同意書（賛同書）

学校法人湘南ふれあい学園

湘南医療大学

学長 大屋敷 芙志枝 殿

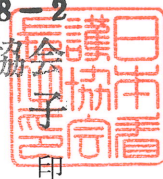
令和4年8月4日付湘学第 4-12 号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に同意（賛同）します。

《計画概要》

名 称	湘南医療大学大学院
研究科	保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程） 定員 3名
場 所	神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
時 期	令和6年4月1日

令和~~4~~₅年 1月 26日

法人住所 東京都渋谷区神宮前5-8-2
公益社団法人日本看護協会
会長 福井 トシ
代表者氏名



~~同意書~~ 賛同書

学校法人湘南ふれあい学園
湘南医療大学
学長 大屋敷 英志枝 殿

令和4年8月4日付湘学第 4-9 号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学
学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に~~同意~~（賛同）します。

《計画概要》

名 称 湘南医療大学大学院
研究科 保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）
定員 3名
場 所 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
時 期 令和6年4月1日

令和4年 8 月 23 日

法人住所 〒231-0037横浜市中区富士見町3番1
公益社団法人神奈川県看護協会

代表者氏名 会長 長野 広 敬



賛同書

学校法人湘南ふれあい学園
湘南医療大学
学長 大屋敷 美志枝 殿

令和4年8月4日付湘学第4-13号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学
研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に賛同します。

《計画概要》

名 称 湘南医療大学大学院

研究科 保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）
定員 3名

場 所 神奈川県横浜市戸塚区上品濃16-48

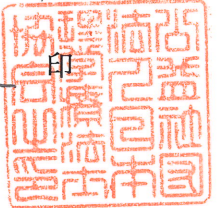
時 期 令和6年4月1日

令和4年8月24日

法人住所 東京都港区六本木7-11-10

公益社団法人日本理学療法士協会

代表者名

齊藤 秀之 

同意書（賛同書）

学校法人湘南ふれあい学園

湘南医療大学

学長 大屋敷 芙志枝 殿

令和4年8月4日付湘学第 4-14 号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に同意（賛同）します。

《計画概要》

名称 湘南医療大学大学院

研究科 保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）
定員 3名

場所 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48

時期 令和6年4月1日

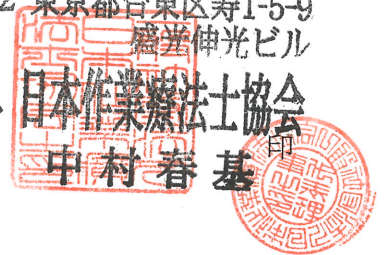
令和4年 9 月 8 日

法人住所 〒111-0042 東京都台東区寿1-5-9

盛光伸光ビル

代表者氏名 一般社団法人 日本作業療法士協会

会長 中村 春基



同意書（賛同書）

学校法人湘南ふれあい学園
湘南医療大学
学長 大屋敷 芙志枝 殿

令和4年8月4日付湘学第 4-10 号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に同意（賛同）します。

《計画概要》

名 称	湘南医療大学大学院
研究科	保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程） 定員 3名
場 所	神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
時 期	令和6年4月1日

令和4年 8 月 10 日

〒220-0003 横浜市西区楠町4番地12

ア-リア20, 101号

法人住所

公益社団法人 神奈川県理学療法士会

代表者氏名

会 長 内 田 賢 一



同意書（賛同書）

学校法人湘南ふれあい学園

湘南医療大学

学長 大屋敷 芙志枝 殿

令和4年8月4日付湘学第 4-11 号にて依頼のあった湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置の計画に同意（賛同）します。

《計画概要》

名称	湘南医療大学大学院
研究科	保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程） 定員 3名
場所	神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
時期	令和6年4月1日

令和4年 8 月 15 日

法人住所

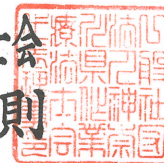
代表者氏名

印

〒231-0011 横浜市中区太田町4-45
第一国際ビル301

一般社団法人 神奈川県作業療法士会

代表理事 神保 武則



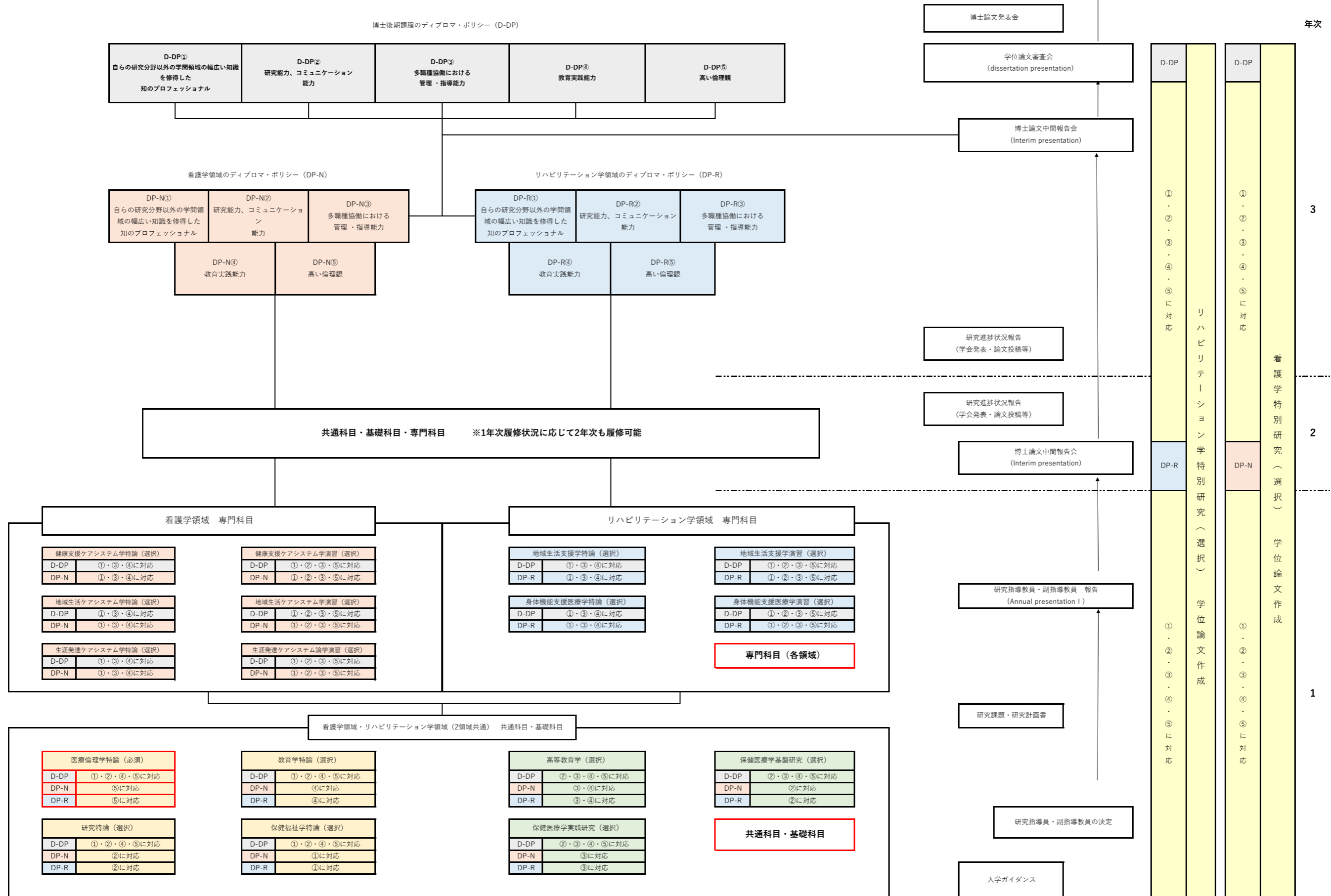
課程・領域の区分	カリキュラム・ポリシー (CP) No. (科目区分)	カリキュラム・ポリシーの概要	養成する人材像(HR)とカリキュラム・ポリシー(CP)との関連表								
			課程の養成する人材像			看護学領域の養成する人材像			リハビリテーション学領域の養成する人材像		
			D-HR①	D-HR②	D-HR③	HR-N①	HR-N②	HR-N③	HR-R①	HR-R②	HR-R③
			ディプロマ・ポリシーの概要								
			臨床的学問探求を培い、保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域のさらなる創造性に富んだ研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行できる研究者の養成	保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において臨床現場で管理・指導能力を有する高度専門職業人の養成	保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において豊かな研究能力と教育能力を兼ね備えた大学教員を養成	臨床的学問探求を培い、看護学のさらなる創造性に富んだ研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行し、発信できる研究者	看護学領域を対象とした学問的基盤を熟知し、看護学の教育や実践において豊かな研究能力と教育能力を有する高度専門職業人を養成する人材像	看護学を対象とした学問的基盤を熟知し、リハビリテーション学のさらなる創造性に富んだ研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行し、発信できる研究者	リハビリテーション学領域を対象とした学問的基盤を熟知し、リハビリテーション学の実践において豊かな研究能力と教育能力を兼ね備えた大学教員	リハビリテーション学を対象とした学問的基盤を熟知し、リハビリテーション学の教育や実践において豊かな研究能力と教育能力を兼ね備えた大学教員	
博士後期課程	D-CP① (共通科目)	保健医療学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、保健医療学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。	○	○	◎						
	D-CP② (基礎科目)	保健医療学分野のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。	◎	○	○						
	D-CP③ (専門科目)	保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。	○	◎	○						
	D-CP④ (特別研究科目)	「共通科目」、「基礎科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組み教育を実践することができる科目を配置する。	◎	○	○						
看護学領域	CP-N① (共通科目)	看護学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。				○	○	○			
	CP-N② (基礎科目)	看護学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。				○	○	◎			
	CP-N③ (専門科目)	看護学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。				○	◎	○			
	CP-N④ (特別研究科目)	研究能力育成と研究遂行のため、特別研究科目として看護学特別研究を配置する。看護学特別研究は、看護学領域における研究をさらに深化させる探究心を備えるために研究活動に重点を置いた教育を行う。さらに、看護学領域において自立的な研究活動を通して、教育者、研究者、高度専門職業人として、社会を牽引できる能力を修得できる科目とする。具体的活動としては、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行う能力とプレゼンテーション能力を修得する。学術交流、研究活動に貢献でき、研究成果をグローバルに発信できる能力を育成するために、看護学特別研究において、学会やジャーナルに成果を発表することも目指す。				◎	○	○			
リハビリテーション学領域	CP-R① (共通科目)	リハビリテーション学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、リハビリテーション学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。							○	○	○
	CP-R② (基礎科目)	リハビリテーション学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。							○	○	◎
	CP-R③ (専門科目)	リハビリテーション学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。							○	◎	○
	CP-R④ (特別研究科目)	修士課程での教育を基礎として、より研究活動に重点を置いた教育を行うとともに、リハビリテーション学研究をさらに深化させる探究心を備えた上で、リハビリテーション学領域において自立的な研究活動を行い、教育者、研究者、高度専門職業人として社会を牽引できる能力が修得できる科目とする。そのため、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行う能力とプレゼンテーション能力を修得させる。							◎	○	○

課程・領域の区分	アドミッション・ポリシー	アドミッション・ポリシーの概要	養成する人材像(HR)とアドミッション・ポリシー(AP)との関連表								
			課程の養成する人材像			看護学領域の養成する人材像					
			D-HR①	D-HR②	D-HR③	HR-N①	HR-N②	HR-N③			
			リハビリテーション学領域の養成する人材像			HR-R①	HR-R②	HR-R③			
			人材養成像の概要								
			臨床的学問探求を培い、保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において確かな研究能力と教育能力を有し、多彩な研究を遂行できる研究者の養成	保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において確かな研究能力と教育能力を有する高度専門職業人の養成	保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において確かな研究能力と教育能力を有する高度専門職業人の養成	臨床的学問探求を培い、看護学のさらなる創造性に富んだ研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行し、発信できる研究者	看護学領域を対象とした学問的基盤を熟知し、看護学の教育や実践において確かな研究能力と教育能力を有し、多彩な研究を遂行する高度専門職業人の養成	臨床的学問探求を培い、リハビリテーション学のさらなる創造性に富んだ研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行し、発信できる研究者	リハビリテーション学領域を対象とした学問的基盤を熟知し、リハビリテーション学の教育や実践において確かな研究能力と教育能力を有する高度専門職業人の養成	リハビリテーション学を対象とした学問的基盤を熟知し、リハビリテーション学の教育や実践において確かな研究能力と教育能力を有する高度専門職業人の養成	
博士後期課程	D-AP①	人間に対する深い関心と高い倫理観を備え、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人	○	○	○						
	D-AP②	保健医療学の研究に求められる基礎的な能力と専門知識を有し、博士後期課程での研究を達成出来る人	○	○	○						
	D-AP③	研究者・教育者・高度専門職業人として求められる専門知識と技術の修得に強い意欲を持つ人	○	○	○						
	D-AP④	保健医療に関わる社会的課題に常に関心を持ち、研究者・教育者・高度専門職業人として社会に貢献する熱意のある人	○	○	○						
	D-AP⑤	柔軟な発想と論理的思考を持ち、多様な分野の専門家と連携・協働できる協調性やコミュニケーション能力を備えた人	○	○	○						

看護学領域	AP-N①	(自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル) 看護学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人。				○	○	○			
	AP-N②	(研究能力、コミュニケーション能力) 看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人。				○	○	○			
	AP-N③	(多職種協働における管理・指導能力) 看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人。					○				
	AP-N④	(教育実践能力) 看護学における研究に求められる基礎的な能力を有し、看護系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。				○		○			
	AP-N⑤	(高い倫理観) 看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に関わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人。				○	○	○			
リハビリテーション学領域	AP-R①	(自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル) リハビリテーション学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人。							○	○	○
	AP-R②	(研究能力、コミュニケーション能力) リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、リハビリテーション実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人。							○	○	○
	AP-R③	(多職種協働における管理・指導能力) リハビリテーション学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人。								○	
	AP-R④	(教育実践能力) リハビリテーション学における研究に求められる基礎的な能力を有し、リハビリテーション系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。							○		○
	AP-R⑤	(高い倫理観) リハビリテーション系学生の教育場面や研究活動、リハビリテーション関連職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に関わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人。							○	○	○

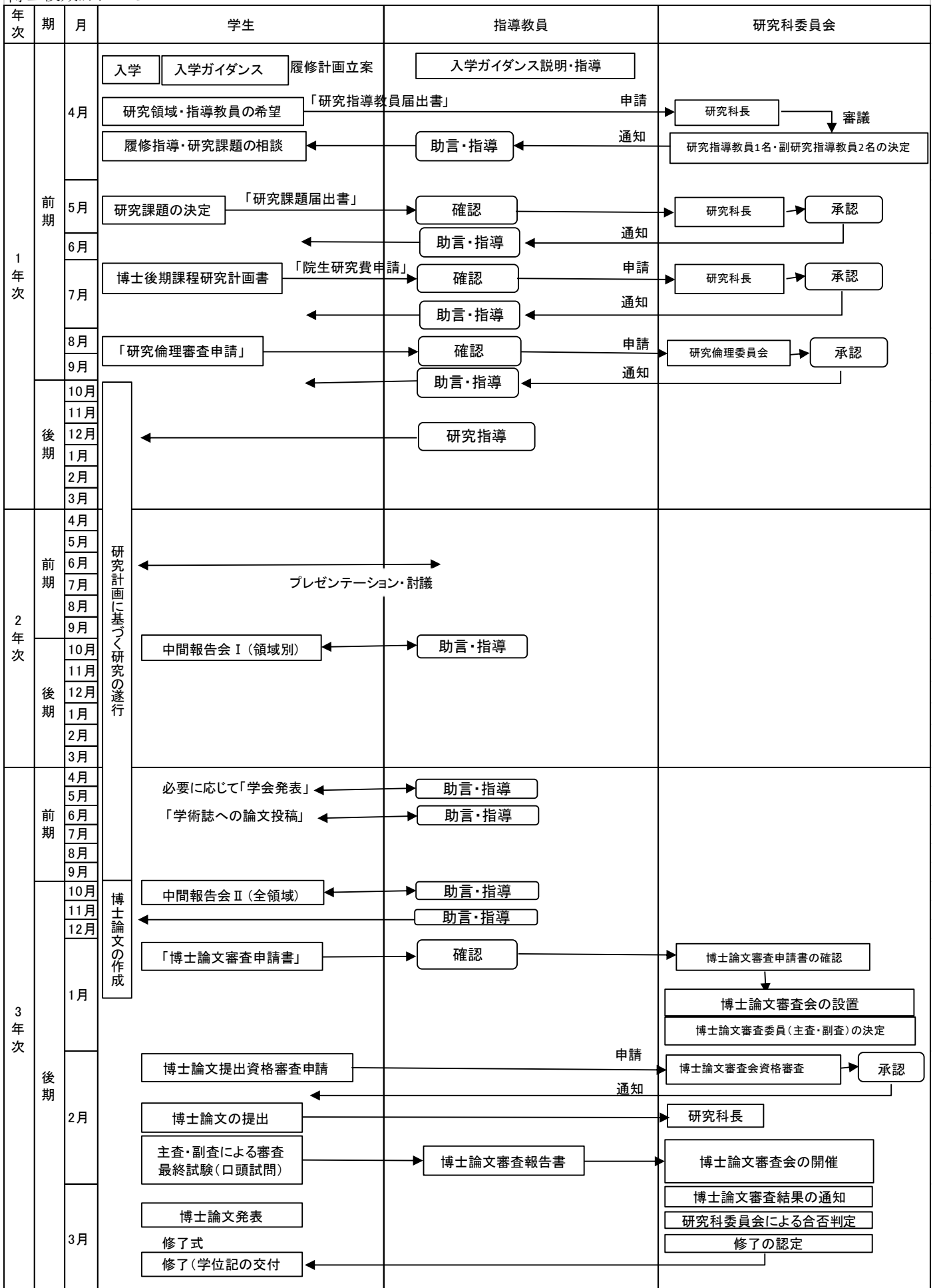
課程・領域の区分	カリキュラム・ポリシー (CP) No. (科目区分)	カリキュラム・ポリシーの概要	ディプロマ・ポリシー (DP) とカリキュラム・ポリシー (CP) との関連表														
			課程のDP					看護学領域のDP					リハビリテーション学領域のDP				
			D-DP①	D-DP②	D-DP③	D-DP④	D-DP⑤	DP-N①	DP-N②	DP-N③	DP-N④	DP-N⑤	DP-R①	DP-R②	DP-R③	DP-R④	DP-R⑤
ディプロマ・ポリシーの概要																	
博士後期課程	D-CP① (共通科目)	保健医療学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、保健医療学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。	◎	◎		◎	◎										
	D-CP② (基礎科目)	保健医療学分野のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。		◎	◎	◎	◎										
	D-CP③ (専門科目)	保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。	○			○	○										
	D-CP④ (特別研究科目)	「共通科目」、「基礎科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組み教育を実践することができる科目を配置する。	◎	◎	○	○	◎										

看護学領域	CP-N① (共通科目)	看護学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。									◎	◎					
	CP-N② (基礎科目)	看護学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。									◎	◎	◎				
	CP-N③ (専門科目)	看護学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。									○	○	○				
	CP-N④ (特別研究科目)	研究能力育成と研究遂行のため、特別研究科目として看護学特別研究を配置する。看護学特別研究は、看護学領域における研究をさらに深化させる探究心を備えるために研究活動に重点を置いた教育を行う。さらに、看護学領域において自立的な研究活動を通して、教育者、研究者、高度専門職業人として、社会を牽引できる能力を修得できる科目とする。具体的活動としては、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行える能力とプレゼンテーション能力を修得する。学術交流、研究活動に貢献でき、研究成果をグローバルに発信できる能力を育成するために、看護学特別研究において、学会やジャーナルに成果を発表することも目指す。									◎	◎	○	○	◎		
リハビリテーション学領域	CP-R① (共通科目)	リハビリテーション学の総合的なコンセプトを修得、精通した上に、リハビリテーション学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。											◎	◎		◎	
	CP-R② (基礎科目)	リハビリテーション学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点からの確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。												◎	◎	◎	
	CP-R③ (専門科目)	リハビリテーション学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。												○	○	○	○
	CP-R④ (特別研究科目)	修士課程での教育を基礎として、より研究活動に重点を置いた教育を行うとともに、リハビリテーション学研究をさらに深化させる探究心を備えた上で、リハビリテーション学領域において自立的な研究活動を行い、教育者、研究者、高度専門職業人として社会を牽引できる能力が修得できる科目とする。そのため、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行える能力とプレゼンテーション能力を修得させる。												◎	◎	○	○



【資料6】

博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール(案)



【資料 7】

湘南医療大学大学院学位規則

(平成 31 年 4 月 1 日)

最新改正 (令和 6 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 及び学位規則 (昭和 28 年文部省令第 9 号) の規定に基づき、湘南医療大学大学院学則 (以下「大学院学則」という。) に定めるもののほか、湘南医療大学大学院 (以下「大学院」という。) が授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。学位に付記する専門分野の名称等は、別に定める。

(学位授与の要件)

第 3 条 学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に合格した者に対し、保健医療学研究科委員会の議を経て学長が授与する。

(学位論文の提出)

第 4 条 学位を申請する者は、学位申請論文等に要旨を添え、研究指導教員の承認を得て、保健医療学研究科委員会に所定の部数を提出するものとする。

(論文審査会)

第 5 条 学位論文の審査は、保健医療学研究科委員会に設ける論文審査会が定める論文審査委員が行う。

2 論文審査委員には主査を置き、ほかに論文審査会が選定する副査 2 名を加えることとする。

(最終試験)

第 6 条 学位に関する最終試験は、論文審査委員が行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

3 最終試験は口頭試問による。

4 前 2 項による最終試験の評価は、別表に定める基準により行う。

(専攻分野の名称)

第7条 本大学院の学位を授与するに当たっては、当該学位のあとに次の専攻領域を付記するものとする。

保健医療学研究科 保健医療学専攻

(学位の名称の使用)

第8条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を次のとおり付記するものとする。

- (1) 修士(保健医療学)(湘南医療大学)
- (2) 博士(看護学)(湘南医療大学)
- (3) 博士(リハビリテーション学)(湘南医療大学)

(学位授与の取り消し)

第9条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、保健医療学研究科委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第10条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第11条 本学が博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院研究科委員会の承認を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定において大学院研究科委員会の承認を経てやむを得ない事由が消滅した者は、当該するやむを得ない事由が消滅した日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

- 4 前3項の規定において公表する場合、「湘南医療大学審査学位論文」または「湘南医療大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。
- 5 前4項の規定において博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学では機関リポジトリの利用により行うものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、保健医療学研究科委員会及び大学院運営管理会議の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月26日から施行し、改正後の第6条第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条第4項関係）

修士論文審査および最終試験に関する基準

修士論文審査における最終試験は、提出された論文に関するプレゼンテーションを行わせ、主査および2人の副査による口頭試問を実施する。主な評定内容は、以下に示す10項目とし、評定点数（5：優れている、4、3、2、1：劣っている）をつけ、3名の合計点数の平均値を算出する。

1. 審査会は、主査1名および副査2名で構成する。
2. 修士論文の内容に関して直接口頭試問を行い、以下の10項目に関して3名がそれぞれ評定する。
3. 上記の3名の評定点数の平均点が30点以上を合格とする。

① 現代医療の諸問題を学際的・多角的に捉えた「保健医療学」たる研究であり新規性があるか
② 幅広い学問の素養をもとに進めた研究として社会へ貢献できるか
③ 医療・福祉における臨床の場にて実践・応用できる研究であるか
④ 社会における諸問題・課題を盛り込みつつも、独自の目線で検討・探求しているか
⑤ 多職種協働を推進し、組織をリードできる管理・指導能力を獲得する研究であるか
⑥ 保健医療学の実践を通して、患者の状況に応じた的確な処理を発揮できる研究であるか
⑦ 豊かな教養と臨床経験に基づく社会的責任と倫理観を有する研究であるか
⑧ 保健医療学の研究結果として妥当性があり、教育的視点を通して後進を教授・指導できるか
⑨ 研究者に求められる論理的な思考力・表現力および発表能力を携えているか
⑩ 湘南医療大学大学院を修了し、高度専門職業人として活躍できるか

博士論文審査および最終試験に関する基準

当該論文は、次の①から⑩に掲げられる採点準拠に基づいて採点する。

採点基準項目	素 点
① 保健医療学に精通する知のプロフェッショナルとして、自説に固執しない幅広い知識の素養を持つことが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
② 保健医療学における諸課題について独自の目線で分析・論考する、高度かつ先進な研究内容である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
③ 医療機関や地域社会における多職種協働を有機的に推進することが可能な管理・指導能力を発揮することが伺える、または推察される論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
④ 保健医療学を含めた幅広い知識にもとづく研究であり、主体的な学びを促すような実践力を有することが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑤ 医療や介護での実務において個々の人間性・使命感を尊重する高い倫理性を具備していることが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑥ 創造的で高度な研究を平易かつ明瞭な言語で表現できる高度なコミュニケーション能力を持つことが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑦ 看護学、またはリハビリテーション学の研究指導や教育活動で中枢を担えるリーダーシップ能力を持つことが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑧ 湘南医療大学大学院博士後期課程修了者として、教育・臨床・研修どの場面でも活躍が期待できることが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑨ 地道なデータ収集と学際的な研究・分析により看護学、またはリハビリテーション学の発展に寄与できる論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
⑩ ソサエティー5.0の実現を目指す社会において、研究成果をグローバルに発信できるスキルを持つことが伺える論文である。	0.1.2.3.4.5.6.7.8.9.10
合 計 点	点/100点

【資料8】

湘南医療大学大学院 博士論文審査実施要項(案)

1. 対象研究科

- 保健医療学研究科

2. 授与学位

専攻	学位の名称	学位の英語名称
保健医療学専攻 博士後期課程	博士(看護)	Doctor of Nursing
	博士(リハビリテーション学)	Doctor of Rehabilitation

3. 学位審査要件

- 1) 必要単位(22 単位以上)を修得していること
- 2) 博士後期課程3年以上在学していること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で修士の学位を有する者は、2年以上在学すれば足りるものとする。

4. 審査の流れ

1) 予備審査(3年次9月～11月)

- (1) 学生は、研究指導教員の指導を受け、修了年次の9月までに、研究科委員会に予備審査用の論文を提出してください。
- (2) 研究科委員会にて博士論文審査会と協議し、予備審査会を開催し、11月中旬に予備審査会を実施します。
- (3) 審査員(主査及び副査)は、提出された論文が学位論文として提出することが適当であるか否かを審査し、内容に係る問題点があれば指摘または助言をし、審査結果を研究科委員会に報告してください。
- (4) 研究科委員会の議を経て、主査より審査結果を研究指導員及び当該学生に通知します。

2) 最終審査(3年次1月～2月)

- (1) 学生は、研究指導教員の指導を受け、期日までに最終審査用論文及び必要書類を研究科委員会に提出してください。
- (2) 研究科委員会にて博士論文審査会と協議し、申請者の修了年次の1月に、博士論文最終審査会を開催します。審査員(主査及び副査)は特別な事情のない限り、予備審査会と同じ構成員とします。
- (3) 審査員は、提出された論文の内容及び専門領域に関する最終試験(口頭試問)を行い、その結果を論文審査報告書とともに研究委員会に報告してください。
※論文審査報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 学位論文の要旨
 - 学位論文審査及び最終結果の要旨
- (4) 研究科委員会は、博士論文最終審査会による博士論文の審査結果を受けて、博士論文の可否を判定します。

5. 論文審査基準

1) 審査基準

博士論文の審査は、博士論文として学術的価値、実践的有効性、科学的情報内容、倫理的観点、論理的構成等から、論文の水準を客観性及び緻密性をもって、次の各号に掲げる採点準拠に基づいて判定する。

- (1) 保健医療学に精通する知もプロフェッショナルとして、自説に固執しない幅広い知識の素養を持つことが伺える論文である。
- (2) 保健医療学における諸課題について独自の目線で分析・論考する、高度かつ先進な研究内容である。
- (3) 医療機関や地域社会における多職種協働を有機的に推進することが可能な管理・指導能力を発揮することが伺える、または推察される論文である。
- (4) 保健医療学を含めた幅広い知識にもとづく研究であり、主体的な学びを促すような実践力を有することが伺える論文である。
- (5) 医療や介護での実務において個々の人間性・使命感を尊重する高い倫理性を具備していることが伺える論文である。
- (6) 創造的で高度な研究を平易かつ明瞭な言語で表現できる高度なコミュニケーション能力を持つことが伺える論文である。
- (7) 看護学やリハビリテーション学の研究指導や教育活動で中枢を担えるリーダーシップ能力を持つことが伺える論文である。
- (8) 湘南医療大学大学院後期博士課程修了者として、教育・臨床・研修どの場面でも活躍が期待できることが伺える論文である。
- (9) 地道なデータ収集と学際的な研究・分析により看護学やリハビリテーション学の発展に寄与できる論文である。
- (10) ソサエティ5.0 の実現を目指す社会において、研究成果をグローバルに発信できるスキルを持つことが伺える論文である。

2) 審査基準の公開

上記審査基準は「博士論文審査基準」として HP 等で公開するものとする。

6. 申請手続き

1) 提出書類と部数

提出書類	備考
博士論文審査願	本学様式
履歴書	本学様式
研究業績書	本学様式
修得単位証明書	本学様式
論文要旨(論文抄録)	本学様式
主論文	本学様式
副論文(必要時)	本学様式
電子公開承諾書	本学様式

2) 書類作成上の注意

(1) 申請書類共通事項

- ① 申請期限に遅延した場合又は申請書類に不備がある場合は受理しません。
- ② 申請手続き後の提出書類の内容変更は一切認めません。

(2) 以下に書類別の注意事項

3) 申請期日

(1) 予備審査

2026年6月30日(火)

(2) 最終審査

2026年9月30日(水)

7. 博士論文の公表について

1) インターネット公表について

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定に基づいて定められた学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第8条及び第9条により、博士の学位を授与した大学及び授与された者は、これに係る博士論文の内容の要旨、審査結果、論文本文をインターネットの利用により公表する、と規定されております。

2) 本大学院での対応

主論文及び論文要旨(論文抄録)、または論文要旨(論文抄録)のみを〇〇に保管し、国立国会図書館及び「湘南医療大学リポジトリ」において電子的に公開されます。

8. 参考資料

1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>

2) 湘南医療大学大学院 学位規則

9. 問い合わせ先

湘南医療大学 大学院事務局

Tel: 045-821-0188

【資料 9】

湘南医療大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）の学術研究の信憑性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動及び姿勢について定めるものとする。

(研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

2 研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 研究 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

(2) 研究者 本学の教員、本学で研究活動に従事する学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う客員研究員等、研究に関わるすべての者をいう。

(3) 発表 自己の研究に係る新たな知見、発見、または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上を目指して自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつ、これを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。

3 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を被らないよう十分配慮しなければならない。

5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。

7 研究者がヒトを含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。

8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。
（研究のための情報、データ等の収集）

第5条 研究者は、資料及びデータ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法及び手段により行わなければならない。

2 研究者が研究のために資料及びデータ等を収集する場合は、その目的にかなう必要な範囲を逸脱してはならない。

（インフォームド・コンセント）

第6条 研究者は、個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対しその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

（個人情報保護）

第7条 研究者は、収集した資料及びデータ等で個人を特定できるものは、学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程により、適切に取り扱わなければならない。

（情報、データ等の利用及び管理）

第8条 研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、収集または生成した資料、情報及びデータ等の記録を適切に保管し、事後の検証、追試が行えるよう十分な期間、保存しなければならない。ただし、個人に関する情報及びデータについては、提供者との合意を得た期間とする。

（研究機器、材料等の安全管理）

第9条 研究者は、研究実験において研究装置、機器及び各種材料等を用いるときは、関係法令及び規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究実験の過程で生じた残さ物、廃棄物及び使用済みの材料等については、関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

（研究成果の発表）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表における不正行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを十分に認識し、次に掲げる行為は絶対にこれをしてはならない。

（1）捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

（2）改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

（3）盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

4 研究者は、研究を遂行する上で助言や援助を受けた者及び組織に対し、研究発表の際に適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の取扱)

第 12 条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び寄附金等であることを常に認識し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費以外に使用してはならない。

3 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び関係諸規程の使用規定等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後においても一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第 13 条 研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第 14 条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(利益相反)

第 15 条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究倫理委員会)

第 16 条 この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、湘南医療大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 人を対象とする研究倫理の審査は、別に定める「人を対象とする研究倫理審査要項」による。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。

【資料10】

湘南医療大学 人を対象とする研究倫理審査要項

平成 27 年 11 月 18 日

最新改正 令和 3 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 湘南医療大学研究倫理規程第 16 条第 2 項に基づきこの要項を制定する。

(審議事項)

第 2 条 研究倫理委員会の審査対象のうち、次の各号に掲げる事項については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日文部科学省、厚生労働省）による他、この要項による。

- 一 人を対象とした研究の実施に係る計画（以下「研究計画」という。）の審査に関する事項
- 二 人を対象とした研究終了報告の検証に関する事項
- 三 その他、人を対象とした研究倫理審査に関する事項

(審議機関)

第 3 条 前条に掲げる事項の審査は研究倫理委員会（以下「委員会」という。）で行う。

(委員会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ専門的知識を有する者から審査のための意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる責務を負うこととする。

- 一 対象者等の権利と福利が不当に損なわれることなく、研究が実施されるために必要な審査及び助言を行う。
- 二 職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を委員会に申告しなくてはならない。
- 三 職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査申請)

第 6 条 研究計画の審査を希望する研究者は、あらかじめ研究計画を策定し、研究倫理審査申請書（別紙様式第 1 号。以下「申請書」という。）により、学長に申請し承認を得ることとする。

- 2 前項の申請は、研究を代表する者（以下「研究代表者」という。）が行うものとし、大学院生、学部学生、研究生等（以下「学生等」という。）が行う場合にあつては、当該学生等の研究を指導する教員が行うものとする。

(審査手続)

第 7 条 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を要請する。ただし、第 9 条第 1 項に定める場合においてはこの限りでない。

- 2 委員会は必要に応じ、研究代表者及び研究に関わる者の出席を求め、当該研究について説明を受けまたは意見を聴取することができる。
- 3 前項により出席した研究代表者及び研究に関わる者は、議事に加わることができない。
- 4 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

(審査の結果)

第8条 委員長は、審査の結果について、報告書（別紙様式第2号）により速やかに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、審査結果通知書（（別紙様式第3号）以下「通知書」という。）により申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

3 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を要請することができる。
（審査の特例）

第9条 学長は、当該審査が特に緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定することができる。

2 前項により、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定した場合、委員長は決定後速やかに判定結果を委員会に報告するものとする。

3 第1項の手続きを経て承認の可否が決定した場合、学長は速やかに可否を研究代表者に通知するものとする。

（研究の開始）

第10条 研究倫理審査の判定で「承認」とされた場合は通知日から、「条件付承認」とされた場合は、通知された条件や指示に従い、通知日から研究を開始することができる。

（不服申立ての審査）

第11条 研究代表者は、審査の結果に異議があるときは、研究倫理審査結果不服申立書（別紙様式第4号。以下「不服申立書」という。）により、学長に不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

3 学長は、第1項の不服申立てを受けた場合は、委員会に審査を要請することができる。

4 委員会は、前項の求めがあった場合、当該不服申立てについて審査し、判定を行うものとする。

5 委員長は、審査の結果について、速やかに学長に報告する。

6 学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、通知書により不服申立書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

（研究計画の継続・変更）

第12条 研究代表者は、研究計画を継続または変更しようとするときは、申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、委員長と協議の上、委員会に審査を要請することができる。

3 委員会は、前項の求めがあった場合、当該研究計画の変更について審査し、判定を行うものとする。

4 委員長は、審査の結果について、報告書により速やかに学長に報告する。

5 学長は、協議の結果または委員会の報告に基づき、申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

（研究の検証）

第13条 学長は、必要に応じ研究代表者から当該研究について研究終了報告書（別紙様式第5号）の提出を求めることができる。また、研究終了報告書の内容について疑義が生じた場合は、委員会に調査を要請することができる。

- 2 委員会は学長から要請があった場合、提出された報告書について調査し、結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

(事務の処理)

第14条 委員会の事務は、事務部が処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年11月18日から施行し、施行日以後に行われる研究から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

研究倫理審査申請書

申請日： 年 月 日

湘南医療大学長 殿

所属： _____

職名： _____

研究代表者： _____ ⑩

以下研究計画について審査申請を行います。※ 1

審査区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更（注：変更の勧告を受けて再度申請書を提出する場合） <input type="checkbox"/> 継続 ※ 2
研究題目	
共同研究者	※ 3（卒論、修論の場合はその旨記載する）
添付書類	<input type="checkbox"/> 研究計画書 <input type="checkbox"/> 参加者への説明文書（案） <input type="checkbox"/> 参加への同意書（案） <input type="checkbox"/> 調査用紙（案） <input type="checkbox"/> 外部資金申請書・内定書など

（注）研究計画書を作成するにあたり、変更や継続の場合は変更点、新規の箇所について下線を付すとともに、変更や継続の理由を記すこと。

※裏面につづく

研究計画書

1. 研究の目的と意義（具体的に記載すること。別紙提出も可）		
2. 研究方法（具体的に記載すること。別紙提出も可）		
3. 研究対象者及び個人から収集する情報・データなどについて ※ 4, 5	① 研究対象者	
	② 対象者の選出基準と募集方法	
	③ 研究協力の依頼・説明方法（インフォームドコンセント）	※説明文（案）・同意書（案）を添付すること。
	④ 調査等研究を実施する施設責任者等に対する研究協力の依頼方法	※依頼文（案）があれば添付すること
	⑤ 個人情報、データ等の収集・採取方法	※調査用紙（案）を添付すること。
	⑥ 対象者に与える危険や不利益等の可能性	a. 不可避的な侵襲があるかないか。 （例：採血や運動などの方法を具体的に記載すること。） b. 危険の発生または不利益を最小限にするための有無と方法。 c. 発生した場合の対応
	⑦ 収集する個人情報及び個人情報の匿名化の有無と方法	a. 個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 b. <input type="checkbox"/> 匿名化する、 <input type="checkbox"/> 匿名化しない 理由 c. 匿名化の方法
	⑧ 収集した個人情報の保管方法及び廃棄の方法	

審査結果通知書

年 月 日

研究代表者

殿

湘南医療大学長

印

受付番号 _____

研究課題名 _____

研究代表者 所属 職名 氏名 _____

先に申請のあった上記研究課題について、 年 月 日の人を対象とする研究倫理委員会に諮り、下記のとおり判定したので通知します。

記

1 審査区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 不服申立 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 研究予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 判定	1. 承認 2. 条件付承認 3. 変更の勧告 4. 不承認 5. 非該当
4 判定の内容及び理由	

研究倫理審査結果不服申立書

申請日： 年 月 日

湘南医療大学長 殿

所 属： _____

職 名： _____

研究代表者： _____ ⑩

審査の結果に異議がありますので、第11条第1項の規定に基づき不服を申立てます。

1. 審査結果の判定	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認
2. 審査結果判定日	年 月 日
3. 研究課題名	
4. 申立ての内容及び理由	

※ 申立ての根拠となる追加資料があれば添付すること。

研究終了報告書

年 月 日

湘南医療大学長 殿

（研究代表者）

所 属：

職 名：

氏 名： 印

年 月 日付けで承認された以下の研究は、研究倫理上の問題が生じることなく終了したことを報告します。

記

1. 研究課題名：
2. 共同研究者：
3. 研究期間：
4. 審査結果通知欄に記載された事項（条件付承認）への対応
5. 研究結果要旨（800字程度）

【資料11】

湘南医療大学リポジトリ規程

[平成30年4月1日]

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学(以下「本学」という。)リポジトリの管理及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学リポジトリは、本学において生成された学術研究成果・教育資源等(以下「成果物」という。)を電子形態で収集蓄積、保存をし、学内外にインターネットを介して、無償で発信・提供することにより、学術研究教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(小委員会)

第3条 本学リポジトリの管理運用に関する必要な事項を検討するために、図書委員会(以下「委員会」という。)に機関リポジトリ小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

(運用体制)

第4条 本学リポジトリの管理は湘南医療大学図書館(以下「図書館」という。)において行う。

(登録対象者)

第5条 本学リポジトリに成果物を登録することができる者(以下「登録対象者」という。)は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) 本学規定により、称号を付与された者
- (3) 本学が招聘した研究者等
- (4) その他図書館長が認めた者

(登録要件)

第6条 本学リポジトリに登録することができる成果物は、次の各号に掲げる要件を満たすものに限る。

- (1) 学術成果物、又は教育資源物であること
- (2) 電子的フォーマットで作成されていること
- (3) ネットワークを通じて公開及び配信が可能であること
- (4) 法令及び本学の諸規程を遵守していること
- (5) 学会等の投稿規程等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないこと

- (6) 内容が他の者に帰属する著作権、その他の権利を侵害していないこと
 - (7) 犯罪を構成していないこと
 - (8) 国家機密に関わる内容を含むしていないこと
 - (9) 公人以外の個人情報に記載されていないこと
 - (10) 名誉・プライバシー等の人権及び倫理に抵触する恐れがないこと
 - (11) 情報セキュリティ問題に発展する恐れがないこと
 - (12) 守秘義務に関わっていないこと
 - (13) 公序良俗に反していないこと
- 2 前項の各号に掲げた要件を満たした成果物であっても知的財産権に関わる内容を含むする場合、侵害防止上、一定期間公開を遅延させた上で公開する。

(登録対象物)

第7条 登録対象成果物は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術雑誌論文
- (2) 学士論文を除いた学位論文
- (3) 紀要論文
- (4) 研究報告書(科学研究費補助金、又はその他の外部資金による研究成果報告書)
- (5) 一般雑誌記事
- (6) その他図書館長が認めたもの

(登録手続)

第8条 登録対象者は、図書館にて所定の申請を行い、登録アカウントの交付を受け、登録システムを通じて自ら成果物の登録及び公開を行うことを原則とする。

- 2 前項の登録対象者の責務が遵守されていないと認められた場合、成果物の登録を行わない。但し、登録対象者が図書館に成果物の登録又は公開或いはその両方を代行依頼した場合は、この限りではない。
- 3 本学リポジトリ登録は図書館事務室において申請に基づき行うことを原則とする。但し、登録要件の適合を判断できない場合、小委員会にて審議を行うものとする。

(成果物の利用)

第9条 成果物の利用は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 成果物の全文を複製(以下「複製物」という。)し、書誌情報を付与し、期間を設けずに掲載することを原則とする。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に公開し、電子的手段により送信または公衆送信可能な状態に置く。
- (3) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法(昭和45年法律第48号)で定

める範囲内での利用を許諾する。

- (4) 安定的及び円滑な利用環境の保持及びセキュリティの確保を図るために、複製し、媒体変化を行い、並びにバックアップファイルを作成する。

(成果物の著作権、その他権利及び利用許諾)

第 10 条 登録対象者は、本学リポジトリに登録及び公開する成果物について、次の各号に掲げる事項の許諾を予め得ておかなければならない。

- (1) 成果物の著作権、その他の権利が登録対象者のみに帰属している場合は、図書館に対し第 9 条に掲げる利用を無償で許諾する。
 - (2) 成果物の著作権、その他の権利が登録対象者を含めて複数の者、又は登録対象者以外の者に帰属している場合は、登録対象者は第 9 条に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者等から予め同意を得なければならない。但し、権利者が予め許諾の方針を示している場合は、この限りではない。
- 2 前項第 2 号において、著作権者又は著作権団体より不許可された場合、該当部分は除外の上、成果物を公開する。
 - 3 成果物が本学リポジトリに公開された後も、著作権は移転しない。

(成果物の公開停止)

第 11 条 図書館は、成果物の公開後に、第 6 条の規定に抵触し公開に支障があるものを見つけた場合、小委員会及び委員会の承認を経て、登録対象者に断りなく成果物の公開を停止することができる。但し、公開停止後、直ちに登録対象者にその旨を通知しなければならない。

(成果物の訂正)

第 12 条 図書館に対し、登録対象者から成果物及び付随する目録情報の訂正申請があった場合、小委員会及び委員会の承認を経て、訂正することができる。

(成果物の削除)

第 13 条 成果物が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当した場合、小委員会及び委員会の承認を経て、登録された成果物の一部、又は全文を削除することができる。

- (1) 登録対象者より、理由をつけての削除申請があった場合
- (2) 盗用・剽窃をしている、又は内容が著しく不適切である場合
- (3) 第 6 条に抵触している場合
- (4) その他小委員会及び委員会において削除が適当であると判断された場合

(免責)

第 14 条 成果物の内容に対する責任は、登録対象者が負うものとする。

2 図書館は、本学リポジトリの公開にあたり、利用者に対し利用条件について注意を喚起するように努める。その上で、公開により生じた登録対象者、又は著作権の侵害について本学は一切責任を負わない。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、運営管理会議の議を経て学長が行う。

(雑則)

第 16 条 この規程の定めのない事項については、必要に応じて小委員会が協議する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【資料12】

看護学領域の大学教員を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○4 (または○ 2) (または○ 4) (または○ 2) (または○ 4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究科目】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究 計				10
合 計	12		10	22

【資料13】

看護学領域の研究者を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○4 (または○2) (または○4) (または○2) (または○4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究 計				10
合 計	12		10	22

【資料14】

看護学領域の高度専門職業人を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○4 (または○2) (または○4) (または○2) (または○4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究科目】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究 計				10
合 計	12		10	22

【資料15】

リハビリテーション学領域の大学教員を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○4 ○2 ○4 (または○2) (または○4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究計				10
合 計	12		10	22

【資料16】

リハビリテーション学領域の研究者を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○2 ○4 (または○2) (または○4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究計				10
合 計	12		10	22

【資料17】

リハビリテーション学領域の高度専門職業人を志望する院生の履修モデル

履 修 科 目	履修年次・単位数			
	1年	2年	3年	計
【共通科目】 医療倫理学特論 教育学特論 研究特論 保健福祉学特論 【基礎科目】 高等教育学 保健医療学基盤研究 保健医療学実践研究	○2 ○2 ○2			
共通分野 計	6			6
【看護学専門科目】 健康支援ケアシステム学特論 健康支援ケアシステム学演習 地域生活ケアシステム学特論 地域生活ケアシステム学演習 生涯発達ケアシステム学特論 生涯発達ケアシステム学演習 【リハビリテーション学専門科目】 身体機能支援医療学特論 身体機能支援医療学演習 地域生活支援学特論 地域生活支援学演習	○2 ○2 ○4 (または○2) (または○4)			
専門科目 計	6			6
【特別研究】 看護学特別研究 リハビリテーション学特別研究			●10	
特別研究計				10
合 計	12		10	22

【資料18】

湘南医療大学大学院 長期履修規程

(平成 31 年 4 月 1 日 制定)

(令和 6 年 4 月 1 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 本規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 14 条に規定する長期履修の制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本制度は、標準修業年限内での就学が困難な者が本大学院での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。

(対象者)

第 3 条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）

(2) 出産、育児、介護等により修業年限以内に修了困難な者

(3) 病気、留学、その他やむを得ない事由により長期履修制度を必要とし、認められた者

(長期履修の期間)

第 4 条 本制度を利用する学生の履修期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 修士課程 3年

(2) 博士後期課程 4～5年

2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(許可)

第 5 条 本制度を希望する申し出があったときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

(申請手続)

第 6 条 本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修申請書と第 3 条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。出願期間終了後、本制度の申請はできない。

2 ただし、天災や感染症等の本人に責の無い事由により、研究活動に支障が生じた場合、本人と指導教員による申し出後、研究科委員会の議を経て、学長が入学後の申請を許可することができる。

(履修期間の変更)

第 7 条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り 1 年度単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。

(授業料等)

第8条 本制度対象者の1年間の学費は、大学院学則第44条第1項に定める修士課程にあつては2年間、博士後期課程にあつては3年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。

2 実験、実習等に必要な費用は、別に徴収することがある。

3 長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めない。

4 修業年限を終了してしてもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、大学院学則第44条第1項に定める額と同額とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程

(平成31年4月1日)

最新改正 (令和3年4月1日)

最新改正 (令和6年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条に規定する授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択の別、時間数及び修了要件は、大学院学則別表4のとおりとする。

(指導教員)

第3条 授業科目の履修指導及び研究の指導を行うために、学生ごとに指導教員を定める。

2 研究の指導上、必要がある場合には指導教員を変更することができる。

(履修登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を受け、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

3 次に掲げる授業科目は履修することができない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 複数開講されている同一の授業科目

(学部授業科目の聴講)

第5条 指導教員が本学学部授業科目の聴講をすることが必要と認めるときは、授業科目の科目担当者の承諾の下に、学部正規課程の学生の教育に支障のない場合に限り、大学院保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が許可することができる。

2 聴講科目の単位は付与しない。

(欠席届)

第6条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかつた者は、欠席届（履修様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

2 前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

3 忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

- | | |
|------------------|----------------|
| 一親等（父・母・子）及び配偶者 | 連続する7日間（休日を含む） |
| 二親等（兄弟姉妹・祖父母） | 連続する3日間（休日を含む） |
| 三親等（叔（伯）父・叔（伯）母） | 1日間（休日を含む） |

(交通機関の不通等に伴う休講)

第7条 次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

- (1) 事故、地震、積雪、ストライキ等によりJR東海道線、JR横須賀線が不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

- (2) 神奈川県内全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時
- 2 前項により休講となった場合でも、JR東海道線、JR横須賀線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00現在で復旧（警報が解除）された場合	1時限から実施
10:00現在で復旧（警報が解除）された場合	3時限から実施

- 3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第8条 試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

- 2 定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。
- 3 前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。
- 4 試験に代えて、論文、報告書（レポート）、口述（試問）を課することができる。

(受験資格)

第9条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者。
実習においては、原則として全日程の5分の4に満たない者
- (3) 当該科目の試験時間の3分の1を超えて遅参した者
- 2 前項第2号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

(成績評価の基準・成績評価)

第10条 成績はシラバスに定めた基準により判定する。

- 2 成績評価については、大学院学則第25条第1項に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格その他GPを「0」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評価	評点	グレード GP	単位の授与	評価基準
秀 (S)	90点~100点	4	授与	基本的な目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優 (A)	80点~89点	3		基本的な目標を十分に達成している。
良 (B)	70点~79点	2		基本的な目標を達成している。
可 (C)	60点~69点	1		基本的な目標を最低限度達成している。
不可 (D)	59点以下	0	不授与	基本的な目標を達成していないので再履修が必要である。
放棄(01)	受験資格喪失	0	評価 対象外	
放棄(02)	定期試験受験の放棄	0		
/	評価対象外	算定しない		

- 3 秀 (S)、優 (A)、良 (B) 及び可 (C) は合格、不可 (D) は不合格とする。
- 4 放棄 (O1) 評価の授業科目及び放棄 (O2) 評価の授業科目の登録単位数は、GPAの登録単位数に加算する。
- 5 履修登録を取り消した場合、その授業科目は、/評価「評価対象外」とし、GPには算定せず、登録単位数はGPAの登録単位数に加算しない。
- 6 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可 (C) 「60点」とする。
- 7 単位を授与されなかった科目 (評価対象外含む) は、再履修することができる。
(GPA)

第10条の2 GPAを算出する基準は次のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{\text{[授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数] の総和}}{\text{[GPA対象科目の総履修登録単位数]}}$$

- 2 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期GPA」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積GPA」の2種類とする。
- 3 GPAの結果は、修学指導の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。
(追試験)

第11条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者は、当該授業科目について追試験 (実習のときは追実習) を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書 (履修様式第3号) 」 (追実習のときは「追実習願」 (履修様式第5号)) に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合には証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 追試験の成績評価は、優 (A) [89点] を上限とする。

(再試験)

第12条 定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかつた場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験 (実習のときは再実習) を行うことができる。

- 2 再試験を許可された者は、「再試験願 (履修様式第4号) 」 (再実習のときは「再実習願」 (履修様式第6号)) に、次の表に定める再試験料 (実習のときは再実習料) を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	1科目につき2,000円
再実習料	1日につき2,000円

- 3 再試験で合格した場合の成績は、「可 (C) 「60点」」とする。
(再履修)

第13条 不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修 (以下「再履修」という。) しなければならない。

- 2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。
(修士論文又は研究成果の提出)

第14条 学生は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに修士論文又は研究の成果 (以下、併せて「論文等」という。) を提出しなければならない。

- 2 論文等に関する具体的な事項については、湘南医療大学大学院学位規則に定める。
(他大学における授業科目の履修等の認定等)

第15条 大学院学則第27条に定める他大学等での授業科目の履修等及び同第28条に定める既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、研究科委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が認定するものとする。

2 認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。

3 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

（進級）

第16条 研究科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は研究科で指定した科目の履修ができない場合がある。

（不正行為）

第17条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を1ランク下げることとする。

なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第10条の2は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

湘南医療大学大学院 院生研究費規程

(平成 31 年 4 月 1 日制定)
(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 湘南医療大学大学院（以下、「本学大学院」とする。）院生研究費は、大学院生の研究支援のため、修士論文作成のために行う研究に対して研究経費の一部を助成することを目的とする。

(対象)

第 2 条 院生研究費は、本学大学院修士課程に在学している大学院生（以下「本学院生」という。）を対象とする。ただし、留学・休学者、該当学期の学費未納者（授業料延納申請者を含む）は申請することができない。

(支給対象期間)

第 3 条 院生研究費支給対象期間は、各年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(支給額)

第 4 条 1 事業年度における院生研究費は、5 万円を限度額とする。ただし、長期履修制度を利用している本学院生の 1 事業年度における院生研究費は、3 万円 3 千円を限度額とする。

(研究計画書・研究実績報告書)

- 第 5 条 院生研究費の支給を希望する本学院生は、「修士課程研究計画書（以下「計画書」という。）」を別に定める日までに学長に提出しなければならない。
- 2 院生研究費の支給を受けた本学院生は、「修士課程研究実績報告書（以下「報告書」という。）」を別に定める日までに学長に提出しなければならない。

(申請手続き・管理)

- 第 6 条 院生研究費は、本学院生が計画書を作成し、指導教員に提出する。指導教員は、申請可否を含め、計画書の内容を確認する。
- 2 指導教員の確認終了後、計画書を事務室に提出する。事務室にて確認後、学園本部を經由して計画書を上申する。
- 3 決裁後、院生研究費の管理は事務室で行う。

(使途対象)

第 7 条 院生研究費の使途対象は、本人の研究に使用されるもので次の各号に該当するものとし、研究テーマから外れて一般的な教養を高めるためのものについては、使途対象としない。

- (1) 3万円未満の消耗品・・・PCソフト、PC用消耗品など。
- (2) 研究旅費・・・・・・研究・学会目的の出張に関わる支出。
- (3) 通信費・・・・・・調査用紙や論文などの郵送代
- (4) 印刷製本費・・・・学会発表の為の論文の抜刷、資料の合冊製本
- (5) 諸会費・・・研究に必要な学術団体の会費。個人で入るべき職能団体会費は除く。
- (6) 修繕費・・・・・・研究費で購入した備品の修理代等
- (7) 報酬委託手数料・・・外国語で書いた論文の校閲、外国語資料の翻訳
- (8) 研究図書・・・・・・資産として登録が必要な書籍
- (9) 3万円以上の機械備品・・・・研究費で購入した備品は本学大学院の資産

(支払手続)

第8条 院生研究費の使用にあたっては、事前に所定の「伺い書」(院生研究費支払申請書)に必要な事項を記載した上、稟議規程に定める方法により理事長の決裁を得るものとする。

2 前条第2号に定める研究旅費については、学会・研修会等の終了後すみやかに、所定の「学会・研修会等報告書」を提出するとともに、領収書添付の上で「学会・研修会出張報告書」等にて精算の申請を行う。

3 事後の支払手続は、前項に定める場合を除き、原則として認めない。

4 院生研究費の利用手続締切日は、当該年度の2月末日とし、締切日が本学大学院の休日に当たる場合は、直前の開校日を締切日とする。

(備品の帰属)

第9条 院生研究費で購入した備品及び図書は、本学大学院に帰属する。ただし、本学院生として在学中は、各自がこれを管理し、占有することができる。

2 本学院生が課程を修了するときは、図書及び備品については本学大学院に返還しなければならない。

(使用の制限)

第10条 留学・休学者、該当学期の学費未納者(授業料延納申請者を含む)は、原則として院生研究費を利用することができない。

(不支給)

第11条 第3条に定める支給対象期間の全てを休学した場合は、原則として当該年度の院生研究費を不支給とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院運営管理会議の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料21】

湘南医療大学入学者選考規程

[平成 27 年 4 月 1 日]

最新改正 [令和 5 年 4 月 1 日]

(趣旨)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第 22 条第 2 項および本学大学院学則第 10 条に基づき、入学者の選考の方法（以下「入学試験」という。）及び入学試験の可否の審議に関し、必要な事項を定める。

(選考組織の設置及びその目的)

第 2 条 本学学則第 13 条第 1 項および本学大学院学則第 10 条の規定により、入学試験を的確かつ円滑に実施するため、その制度、方法等を審議する入学試験委員会（以下「委員会」という。）を学部および研究科ごとに置く。

2 入学試験の可否を審議するため、各委員会に入学試験判定会議（以下「入試判定会議」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部にあつては学部長、大学院にあつては研究科長
- (4) 学科長
- (5) 保健医療学部にあつては専攻長、薬学部にあつては副学部長、大学院にあつては副研究科長
- (6) 事務局長
- (7) 事務部長
- (8) 学長が指名する者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員会は委員長が会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、過半数の委員の出席により成立する。

2 委員会の議事は出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、臨時の委員会を招集することができる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(小委員会)

第 6 条 委員会に、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する事項は、委員会において定める。

(入試判定会議の構成)

第 7 条 入試判定会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部にあつては学部長、大学院にあつては研究科長

- (4) 学科長
- (5) 保健医療学部にあつては専攻長、薬学部にあつては副学部長、大学院にあつては副研究科長
- (6) 事務局長
- (7) 事務部長
- (8) 学長が指名する者
(議長)

第8条 入試判定会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 入試判定会議は、議長が招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(合格者の決定)

第9条 入学試験の合格者は、入試判定会議において出席した委員の3分の2以上の同意をもって承認し、当該審議結果について教授会の意見を聴いて学長が決定する。

((報告)

第10条 入試判定会議は、その審議の結果を学部においては教授会並びに学部運営管理会議に、大学院においては研究科委員会並びに大学院運営管理会議に、それぞれ報告するものとする。

(事務取扱)

第11条 委員会及び入試判定会議の事務は事務部が処理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部においては学部運営管理会議、大学院においては大学院運営管理会議での議を経て学長が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、入学者の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【資料22】

湘南医療大学教育職員定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人湘南ふれあい学園就業規則第92条第4項に基づき、湘南医療大学に常時勤務し、かつ講義を行う資格を有する教育職員（以下「教員」という。）の定年に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定年年齢)

第2条 教授、准教授、講師、助教の定年を65歳とし、定年に達した日の年度末の期末（3月31日）を退職の日とする。

2 学長の定年については、湘南医療大学学長任用規程の定めるところによる。

3 副学長の定年については、湘南医療大学副学長に関する規程の定めるところによる。

(定年の延長)

第3条 理事長は定年に達した教員が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その教員の定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲で期限を延長することができる。ただし、その期限はその教員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その教員の退職により業務の運営及び継続的遂行に著しい支障が生じるとき。

(2) 勤務環境、その他の勤務条件に特殊性があるため、その教員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 大学を新設するときに任用しようとする教員が、既に第2条に規定する年齢を超えているとき、又は、開学年度を迎える前に超えているときは、開学年度末を定年に達した日に読み換える。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 薬学部を新設するときに任用しようとする教員が、既に第2条に規定する年齢を超えているとき、又は開設年度を迎える前に超えているときは、開設年度末を定年に達した日に読み替える。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 大学院博士課程を新設するときに任用しようとする教員が、既に第2条に規定する年齢を超えているとき、又は開設年度を迎える前に超えているときは、開設年度末を定年に達した日に読み替える。

〔2019年4月1日〕

最新改正〔令和3年4月1日〕

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学大学院学則第7条の2第2項に基づき、大学院運営管理会議に関し必要な事項を定める。

(大学院運営管理会議の職務)

第2条 大学院運営管理会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学院学則その他教育研究に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 大学院等の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- (3) 大学院の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
- (4) 教職員の人事並びに評価に関する事項
- (5) 大学院生の定員に関する事項
- (6) 大学院生の表彰及び賞罰に関する事項
- (7) 大学院生の入学、課程修了、学位、在籍、身分及び厚生補導に関する重要方針
- (8) 大学院生の修学、進路等に係る重要な支援に関する事項
- (9) 理事会の諮問事項及び学長候補者の推薦
- (10) 全学教育の中長期計画及び教育課程編成方針に関する事項
- (11) 教育の質の向上(FD)・質保証(SD)に関する事項
- (12) 教学PDC及び第三者評価に関する事項
- (13) 地域の公共機関、医療福祉施設、企業等との連携協力に関する事項
- (14) 私学助成に係る教学的取組の立案・遂行に関する事項
- (15) その他、大学院の運営に関する重要事項

(大学院運営管理会議の構成)

第3条 大学院運営管理会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 法人本部事務局長
- (3) 学長
- (4) 大学院を所管する副学長
- (5) 研究科長
- (6) 事務部長
- (7) 理事長が必要と認めた者

(議長)

第4条 大学院運営管理会議に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 大学院運営管理会議は議長が招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 大学院運営管理会議は構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、あらかじめ自己の意思を書面により議長に委任した場合にはこれを出席とみなす。

2 大学院運営管理会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、臨時の大学院運営管理会議を招集することができる。

4 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に参加させることができる。

(事務取扱)

第6条 大学院運営管理会議の事務は、大学事務部において処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院運営管理会議の議を経て理事長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、大学院運営管理会議に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

【資料24】

湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び 研究活動における不正行為の防止等に関する規則

平成 27 年 11 月 18 日

最新改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、責任体制を明確化するとともに必要な事項を定めることにより、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次のとおり用語の定義を定める。

- 一 「公的研究費」とは、研究活動を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- 二 「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。
- 三 「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。
- 四 「研究者」とは、公的研究費・競争的資金や本学等の予算配分又は措置により行われる全ての研究活動を行う者をいう。
- 五 「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、その他関連する者をいう。
- 六 「競争的資金等」とは、国・地方公共団体及び独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(組織)

第 3 条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第 4 条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を行うため、必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知しなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、本学を統括する責任者として、第4条第3項で定める基本方針に基づき、湘南医療大学における研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を策定、実施し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 公的研究費の不正使用の防止について、部局における実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長及び研究科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 公的研究費の不正使用の防止対策を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

二 公的研究費の不正使用の防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

三 構成員が公的研究費の不正使用を行っていないか等を学園本部と連携してモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（研究倫理教育責任者）

第7条 研究活動における不正行為の防止について、部局における実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部長及び研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること。

二 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること。

（構成員の責務）

第8条 競争的資金等の研究者、運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者が定める本学における研究倫理に関する諸規程並びに公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策に関する諸規程その他関連規程等（以下「関連規程」という。）を遵守しなければならない。

2 前項の構成員は、関連規程の遵守を約するため、公的研究資金等の使用にあたっての誓約書（別紙様式）を最高管理責任者に提出するものとする。

（研究不正防止推進委員会）

第9条 第1条による公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため最高管理責任者のもとに研究不正防止推進委員会を置く。

2 研究不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 基本方針、行動規範に関すること。

二 研究不正防止計画の策定、推進に関すること。

三 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に係る実態の把握・検証に関すること。

四 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の発生要因に対する改善策を講ずること。

五 コンプライアンス教育に関すること。

六 研究倫理教育に関すること。

3 研究不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

三 研究倫理教育責任者

四 学科長

五 研究倫理委員会規程第3条第1項第4号から第7号までに定める委員

六 学園本部事務局長

七 学園本部次長

八 最高管理責任者が指名する者 若干名

4 研究不正防止推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 研究不正防止推進委員会に関する事務は、事務部において処理する。

（任期）

第10条 前条第3項第八号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談窓口）

第11条 公的研究費にかかる事務処理手続き及び使用に関する相談を受付けるため、事務部に相談窓口を設置する。

（告発窓口）

第12条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等に関する学内外からの通報窓口は、事務部とする。

（調査委員会）

第13条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等を調査するための調査委員会につ

いては、湘南医療大学研究倫理委員会規程第 11 条に定める調査部会が行う。

(内部監査)

第 14 条 公的研究費の適正な管理等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、学園本部が実施するものとする。

2 前項の規定は、監事及び外部機関による監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第 15 条 内部監査は、学校法人湘南ふれあい学園内部監査規程を準用して、実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止などの体制整備について検証し、必要に応じて改善を促すこと。

二 研究不正防止推進委員会及び研究倫理委員会調査部会と連携し、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。

三 監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公的研究資金等の使用にあたっての誓約書

最高管理責任者

湘南医療大学長 殿

(自署)

私_____は、全ての競争的資金等の「取扱要領」及び「交付条件」の内容を理解し、研究費を使用、執行するにあたり、関連規程、研究機関における公的研究費の管理・監査に係る諸規程、研究活動における不正行為への対応等は湘南医療大学研究倫理規程を遵守いたします。また、公正かつ効率的な使用、管理を行い、運営、管理に携わる者として、不正使用を行わないこととし、万が一、不正を行った場合は、処分及び法的な責任を負うことを約束いたします。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、研究者、運営・管理に関わる全ての構成員が自ら作成し、研究に関する事務を所掌する課が保管する。
2. 関連規程とは、「湘南医療大学研究倫理規程」、「湘南医療大学における研究不正防止計画」、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」等をいう。

【資料25】

湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び 研究活動における不正行為の調査等に関する規則

平成 27 年 11 月 18 日 制定
最新改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次のとおり用語の定義を定める。

- 一 「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。
- 二 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- 三 「研究者」とは、公的研究費・競争的資金や本学等の予算配分又は措置により行われる全ての研究活動を行う者をいう。
- 四 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたる過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 五 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。
- 六 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 七 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 八 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 九 「公的研究費」とは、研究活動を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

(告発等の受付体制)

第 3 条 本学における研究活動上の公的研究費の不正使用及び特定不正行為等に関する通報、告発及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。）（以下「告発等」という。）に対応するため、受付窓口を次のとおり置くものとする。

- 一 名称 湘南医療大学事務部長
- 二 場所 A棟 4階事務室
- 三 住所 〒244-0801 横浜市戸塚区上品濃 16-48
- 四 連絡先電話：045-821-0111、FAX：045-821-0116
E-mail：info@sums.ac.jp

2 告発等の受付や調査・事実確認（以下「調査」という。）の担当者は、自らが関与する事案には関与できないものとする。

- 3 学長は、告発等の受付責任者として事務部長、調査責任者として副学長を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営するものとする。
- 4 事務担当者は、告発等があった場合、迅速かつ確実に事務部長に報告しなければならない。
- 5 告発等の報告を受けた事務部長は、学長へ速やかに連絡しなければならない。

(告発等)

第4条 告発等は、前条第1項の受付窓口に対し、書面（別紙様式）、電話、FAX、電子メール、面談などの手段を通じて、直接行われるべきものとする。

- 2 告発等は、原則的に実名（代理人も同様とする）により行われ、次の各号に掲げる事項が示されているもののみ受け付けるものとする。ただし、内容に不備がある場合は、告発者に対して再提出を指示することができるものとする。

- 一 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等を行ったとする研究者名又はグループ名
- 二 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の態様等、事案の内容
- 三 不正とする科学的合理的理由

- 3 前項に関わらず、匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、実名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 4 学長は、本学が調査を行うべき機関に該当しないと判断したときは、調査機関に該当する研究機関等に当該告発等を回付するものとする。
- 5 学長は、本学に告発等があった場合に加え他にも調査を行う研究・配分機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発等について通知するものとする。
- 6 学長は、書面による告発等により受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発者（第3項の場合の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は実名による告発者として取り扱う）に対して、受け付けたことを通知するものとする。
- 7 学長は、告発等までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われようとしている、及び公的研究費の不正使用又は特定不正行為等を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第5条 学長は、告発等を受け付ける場合、個室で面談を行うほか、電話や電子メールなどで行い、窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発等の内容や前条第8項における相談者を含む告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 学長は、受付窓口へ寄せられた告発等の内容（告発者、被告発者、告発内容及び調査内容）について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 学長は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とするものとする。
- 4 学長は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発等を防止するため、次の各号に掲げる事項をあらかじめ学外に周知するものとする。

- 一 告発等は、原則、実名によるもののみ受け付けること
 - 二 告発等には、不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること
 - 三 告発者には、調査に協力を求める場合があること
 - 四 調査の結果、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること
- 5 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等したことを理由に告発者に対し、解雇、降格、減給等その他不利益な取扱いをしてはならない。
 - 6 学長は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止してはならない。
 - 7 学長は、前条の告発等がなされたことのみをもって、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第6条 学長は、告発等の意思を明示しない相談について、告発等の意思表示がなされていない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学長は、会計検査院等の外部機関、学会等の科学コミュニティ及び報道等により公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑いが指摘された場合は、告発等があった場合に準じて取扱うものとする。
- 3 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている（研究者・グループ、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている場合に限る）ことを本学が確認した場合、告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

(調査を行う機関)

第7条 学長は、本学に所属する者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、必要に応じ研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うものとする。

- 2 学長は、他の研究機関及び学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上で協力を求めることができる。

(予備調査)

第8条 学長は、告発等を受け付けた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項について予備調査を行うものとする。

- 一 告発等された行為が行われた可能性
 - 二 告発等の際、示された科学的合理的理由の論理性
 - 三 告発等された研究活動の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート又は実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は本学が定める保存期間を超えるか否か
 - 四 告発等の内容の合理性、調査の可能性
- 2 学長は、研究倫理委員会に予備調査に当たらせることができるものとする。
 - 3 学長は、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
 - 4 学長は、告発等を受け付けた後、30日以内に本調査を行うか否か決定し、当該調査の可否を公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等に報告するものとする。
 - 5 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するもの

とする。ただし、予備調査に係る資料等は保存し、その事案に係る配分機関等又は告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

第9条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めるものとする。

- 2 告発等された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者又は被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。
- 3 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り、当該事案に係る配分機関等に本調査を行う旨を通知するものとする。
- 4 学長は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始するものとする。

(調査部会)

第10条 学長は、本調査を必要と判断した場合は、研究倫理委員会の下に外部有識者を過半数含む調査部会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費の不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 学長は、調査部会を設置したときは、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に示すものとする。ただし、告発者及び被告発者に異議がある場合は7日以内に異議申立てをすることができるものとする。
- 4 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 調査部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 学長が指名する学科長
 - 二 当該研究分野の研究者 若干名（公的研究費の不正使用に関する場合を除く）
 - 三 学長が指名する者（当該研究分野の研究者であって本学に属さない者） 若干名
 - 四 学園本部次長（公的研究費の不正使用に関する調査の場合とする）
- 6 前項第二号から第三号の委員は、学長が委嘱する。
- 7 調査部会に委員長を置く。委員長は学長が指名する学科長をもって充てる。
- 8 調査部会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 一 調査部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 二 調査部会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 調査部会の事務は、事務部がこれに当たる。

(委員以外の者の出席)

第11条 調査委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明を受け又は意見を聴取することができる。

(本調査の調査方法・権限)

第12条 本調査は、次のとおり実施するものとする。ただし、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

- 一 公的研究費の不正使用の場合は、告発等指摘された当該事項に係る精査を行う。
- 二 特定不正行為等の場合は、次に掲げる事項について調査する。
 - ア 告発等指摘された当該研究活動に係る論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査

イ 関係者のヒアリング

ウ 再実験の要請

三 告発等された特定不正行為等が行われた可能性を調査するために、調査部会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査部会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、調査部会の指導・監督の下これを行うものとする。

2 学長は、前項各号に関して、調査部会の調査権限について定め、関係者に周知するものとする。ただし、告発者及び被告発者などの関係者は、この調査権限に基づく調査部会の本調査に対し、誠実に協力するものとする。

3 学長は、本学以外の機関において調査がなされる場合、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等に報告、協議を行うとともに当該機関に協力を要請するものとする。

（本調査の対象となる研究活動）

第13条 本調査の対象には、告発等に係る研究活動のほか、調査部会の判断により本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができるものとする。

（証拠の保全措置）

第14条 学長は、本調査に当たって、次の各号に掲げる告発等に係る研究活動に関する事項について措置するものとする。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

一 証拠となるような資料等の保全

二 研究機関が本学以外の研究機関の場合、当該研究機関に対し、証拠となるような資料等の保全の要請

（調査の中間報告）

第15条 学長は、告発等に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、進捗状況報告及び本調査の中間報告を、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該配分機関等に提出するものとする。

（調査における研究活動又は技術上の情報の保護）

第16条 学長は、本調査に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究活動又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

（認定）

第17条 調査部会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたか否か、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定された場合は、その内容、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与した者とその関与の度合い、公的研究費の不正使用の相当額等、特定不正行為等と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

2 調査部会は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項又は第2項について認定を終了したときは、調査部会は速やかに研究倫理委員会及び学長に報告するものとする。

(公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の疑義への説明責任)

第 18 条 被告発者は調査部会の調査において、告発等に係る疑惑を晴らそうとする場合には、次の各号に掲げる事項について科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 一 適切に公的研究費を使用したこと
- 二 自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと
- 三 論文等が前号に基づいて適切な表現で書かれたこと

(公的研究費の不正使用又は特定不正行為等か否かの認定)

第 19 条 調査部会は、次の各号に掲げる事項について総合的(故意性を含む)に判断して、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定してはならない。

- 一 前条により被告発者が行う説明
 - 二 調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠
- 2 被告発者が自己の説明によって、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定するものとする。
- 3 被告発者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とするものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- 4 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによる場合についても同様とする。
- 5 前項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じて、調査部会が判断するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 20 条 学長は、調査結果を速やかに告発者と被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与したと認定された者(以下「被告発者」という。)に通知するものとする。

- 2 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り、その事案に係る配分機関等に当該調査の結果を報告し、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画を含む最終報告書を提出するものとする。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に行うものとする。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等に報告するものとする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発等との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 21 条 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等と認定された被告発者は、30 日以内に、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

- 2 告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査部会が行うものとし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する

判断が必要となる場合は、学長は、委員の交代若しくは追加又は調査部会に代えて他の者に審査させることができる。ただし、学長が当該不服申し立てについて調査部会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

(再調査の有無)

第 22 条 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等があったと認定された場合に係る被告発者による不服申し立てについて調査部会は不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 調査部会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知するものとする。ただし、当該不服申し立てが、当該事案の引き延ばし及び認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査部会が判断するとき、学長は以後の不服申し立てを受け付けないことができるものとする。

3 不服申し立てについて、再調査を決定した場合には、調査部会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。ただし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、その場合には、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知するものとする。

4 学長は、被告発者から公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。ただし、不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときは、同様とする。

(再調査)

第 23 条 調査部会は再調査を開始した場合、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関、告発者、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申し立てがあった場合、告発者が所属する機関、被告発者に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等に報告するものとする。

4 調査部会は、前項の不服申し立てについて 30 日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、前項の審査の結果を告発者、告発者が所属する機関、被告発者及び当該事案に係る研究活動に対する資金を配分した機関に通知するとともに、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等に報告するものとする。

(調査)

第 24 条 調査が継続中であっても、資金配分機関等から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができるものとする。

(結果の公表)

第 25 条 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の各号に掲げる調査結果を公表するものとする。

- 一 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等に関与した者の氏名・所属
- 二 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等の内容

三 調査機関が公表時までに行った措置の内容

四 委員の氏名・所属

五 調査の方法・手順等

2 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる調査結果を公表するものとする。

一 公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む）

二 被告発者の氏名・所属

三 委員の氏名・所属

四 調査の方法・手順等

五 悪意に基づく告発等の認定があったときは、告発者の氏名・所属

（告発者及び被告発者に対する措置）

第26条 学長は、本調査を行うことが決まった後、調査部会の調査結果の報告を受けるまでの間、若しくは認定から配分機関等による措置等がなされるまでの間、告発等された研究活動に係る研究費の支出を停止するものとする。

（公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたと認定された場合の緊急措置等）

第27条 学長は、公的研究費の不正使用又は特定不正行為等が行われたとの認定があった場合、公的研究費の不正使用又は特定不正行為に限り配分機関等の指示に従うものとする。

2 学長は、所属する被認定者等に対し、学校法人湘南ふれあい学園教職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為等と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

（告発等が悪意と認定された場合の措置）

第28条 学長は、告発等が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に属する者であるときは、当該者に対し就業規則に基づき適切な処置を行う。

（その他）

第29条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

取扱注意

年 月 日

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する申立書

湘南医療大学事務部長 殿

所属/役職 _____

氏 名 _____ 印

連絡先住所 _____

連絡先電話 _____

連絡先 E-mail _____

「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則」に基づき、公的研究費の不正使用及び特定不正行為等に関して下記のとおり申し立てます。

記

1 調査対象者	所 属			
	ふりがな 氏 名		職名等	
2 種類	<input type="checkbox"/> 不正使用 <input type="checkbox"/> ねつ造 <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 盗用 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3 発生時期等	時 期	年 月 日	場 所	
4 研究資金	<input type="checkbox"/> 所属機関研究費 <input type="checkbox"/> 外部資金 ・ 科学研究費補助金 ・ 競争的資金等 () ・ そ の 他 ()			
5 疑義の要点	(科学的、合理的理由に基づき記入してください)			

6 関係・参考資料	番号	資料名		
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
7 その他				
学長	副学長	事務部長	受付担当者	※この欄は記入しないでください 整理番号

受理日 年 月 日

【資料26】

湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における 不正行為の防止に関する基本方針

平成 27 年 11 月 18 日
最 高 管 理 責 任 者

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為は社会からの信頼等に反する行為であり、これらの不正使用及び不正行為の防止については、大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

1. 不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて構成員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用防止のため、起こさない環境づくりを目指し、モニタリング体制を整備する。

以 上

【資料27】

湘南医療大学における研究不正防止計画

平成 27 年 11 月 18 日 統括管理責任者

湘南医療大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。）を踏まえ、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する規則（以下「規則」という。）」第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を策定する。

事 項		不正の発生する要因等	不正防止に向けた取り組み
管理運営体制の明確化		公的研究費の運用に関する認識が不足しており、その管理運営体制も明確でない。	公的研究費の不正使用等防止に向けた管理運営体制をホームページで公表する。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		公的研究費の適正な使用のための行動規範及び研究費使用ルール等に関する意識が不足している。	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとってわかりやすいルールを定め、周知するとともに、定期的にルールと運用の乖離がないか、チェックする。
不正使用等の防止に向けた具	物品等検収確認	発注者(研究者)が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。	① 本学に納入される全ての物品の検収は、事務部で行う。
	物品管理		② 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知を図る。
			③ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がないか、事後抽出により物品確認を行う。
			④ 研究者の発注は認めない。
		換金	換金性の高い物品については適正な管理を行う。

的 項 目	出張事実確認	旅行報告が「学会出席」「資料収集」などの簡便な記載で処理されている。旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。諸手続がルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。	<p>① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。</p> <p>(ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。</p> <p>(イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。</p> <p>② 事務部は、無作為の抽出により出張旅費の二重払いが無いか等出張の事実確認を不定期に実施する。</p> <p>③出張の事実確認は、旅費、宿泊費等すべてに領収書の提出を義務づける。</p>
	謝金事実確認	作業従事者と確認者等の実施確認が確認できない。実施確認が確認できないと、カラ謝金の発生する温床となる。	<p>① 作業従事者は、勤務表（出退勤管理システム）で勤務時間を把握すると共に不定期で研究者等に作業内容を聞き取る。</p> <p>② 事務部は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。</p>
	内部監査の実施	定期的・定例的な監査であれば、監査機能を十分に果たせない可能性がある。	<p>① 監査部門は、不正防止推進委員会と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画に基づき、定期及び臨時に内部監査を実施する。</p> <p>②監査部門は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。</p>

研究費にかかる相談等の取扱い	公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。	① 研究費にかかる相談等については、経費の使用及び応募等も含み全般的な相談に関しては事務部で行う、
不正使用等に係る通報等の取扱い	広く学内外から通報（告発）を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。	① 不正使用等に係る通報等については、規則に基づき適正に取り扱う。 ② 通報の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。
不正防止に関する意識の徹底	公的研究費について、研究者は「自分のもの」、事務職員は「預り金」という意識が強く、公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	① 湘南医療大学における研究倫理規程に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員等が公的研究費の適正な執行が行えるよう、説明会や研修会等に参加させる。 ② 公的研究費の不正使用等の防止を図るため、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。
	研究活動及び研究成果の発表等において行われる不正行為が、研究者の存在意義を否定し、自己破壊に繋がる恐れがあるという研究倫理の意識が希薄である。	① 研究者を対象とした研究倫理教育を実施し、研究倫理の意識を徹底する。 ② 必要に応じ学生等に対し研究倫理教育を実施する。
不正防止計画の見直し	全学的観点から不正防止に向けた対応策が計画的に実施されていない。また、実施内容のマンネリ化がある。	上記の項目は、公的研究費の不正使用等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。

公的研究費等に係る適切な運営管理について

平成 27 年 11 月 18 日

2023年3月6日変更

理事長裁定

湘南医療大学（以下「本学」という）における研究不正防止計画を踏まえ、公的研究費（科学研究費補助金などの競争的資金）等における適正な予算執行を行うため、次の通り裁定する。

本裁定において、公的研究費の交付を受けた本学教職員及びその分担金配分を受けた本学教職員を研究者という。

第 1 条 本学に所属する研究者の公的研究費等を学校法人湘南ふれあい学園経理規程及び本裁定に基づき管理する。

第 2 条 公的研究費等の管理は、本学事務部総務担当者、公的研究費担当者及び本学経理担当者が行う。統括管理責任は、本学事務責任者が負う。

第 3 条 各担当者は、公的研究費等の予算の執行状況及び発注段階での支出財源・科目等の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく管理しなければならない。

- 2 公的研究費は、経理担当者が学長名義の口座に預金し、管理する。
- 3 公的研究費は、直接経費及び間接経費とに分けて管理簿を作成する。
- 4 管理中に生じた直接経費及び間接経費の利子は、本学に譲渡する。
- 5 研究者が本学以外の研究機関（以下「別機関」という）に所属した場合、本学は直接経費の残額に（文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会によって）定められた間接経費の支給割合を乗じた額を当該研究者に返還する。ただし、別機関が間接経費を受け入れない場合を除く。

第 4 条 公的研究費等による物品（備品、消耗品、図書、印刷物等）の発注・検収業務及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理はすべて事務部公的研究費担当者が行う。なお、研究者による物品の直接発注は認めない。

- 2 総務備品担当者は、確認後の機器等に関し、固定資産及び物品管理規程に基づき、備品管理番号を付与し備品台帳への登録を行う。
- 3 研究者が本学以外の他の研究機関に所属することになった場合、その求めに応じ、当該物品（図書を含む）は当該研究者に返還する。固定資産及び物品管理規程に基づき、備品台帳からの登録抹消を行う。

第 5 条 研究者が公的研究費の直接経費により購入した物品のうち、1 万円以上かつ消耗しないものは、本学に寄贈する。

ただし、図書は研究上の支障がなくなるときまで寄付の留保を可能とする。

第 6 条 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収方法は次の方法によることを原則とする。

- (1) 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。
- (2) 成果物がない機器の保守・点検などの場合、総務備品担当者及び公的研究費担当者が立会い等による現場確認を行う。

第7条 物品を発注しようとする取引業者については、すべての取引業者に対し、本学研究者との不正発生防止のため、「公的資金等を財源とする物品供給等に関する誓約書（別紙様式）」の提出を求め、未然の不正防止対策を行う。

第8条 研究資金の不正使用が発生した場合、不正使用に関与した業者等について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第9条 研究代表者ならびに公的研究費等管理担当者は、次の各号で定めるとおり、それぞれの責任と権限により、競争的資金等の適正な執行の確保及び不正使用の防止に努めなければならない。

- (1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営及び管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の代表者の運営及び管理の下、誠実に分担する研究開発を行い、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。
- (3) 前2号の他、統括管理責任者の統括指揮の下、競争的資金等を運営及び管理等の業務を担当する事務部公的研究費担当者は、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の取扱要項・交付条件等を遵守する。

第10条 公的研究費に係る書類は、本学事務部にて保管する。なお、書類の保管期間は、交付を受けた事業が終了する年度の翌年度から5年間とする。

附則

2023年3月6日に変更する

公的研究資金等を財源とする物品供給等に関する誓約書

最高管理責任者

湘南医療大学長 殿

(自署) _____ は、公的資金を扱うものの責務と

して、湘南医療大学（以下、大学）との全ての取引において、大学及び競争的資金等の関連規定を遵守し不正に関与しないこと、大学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報することを約束いたします。

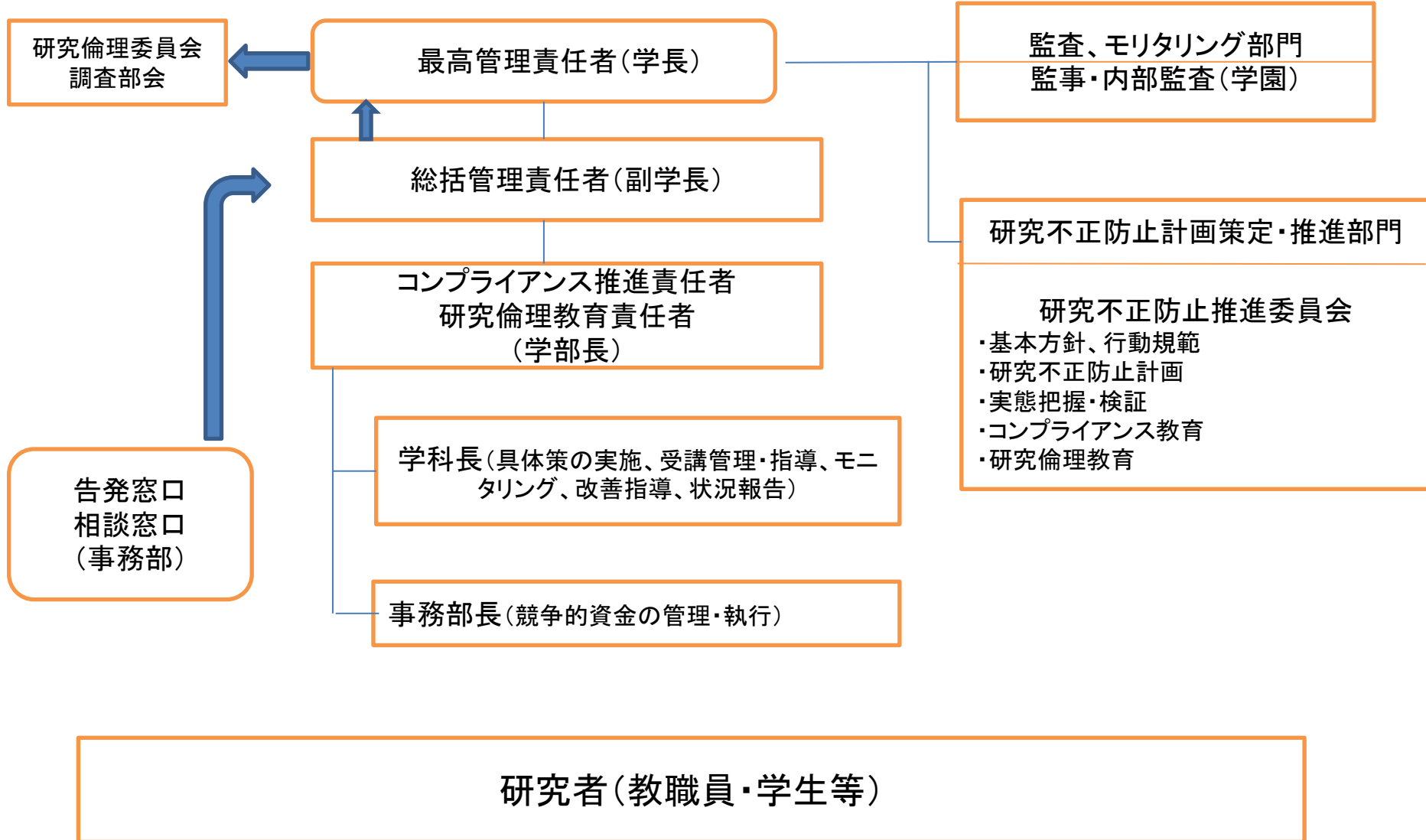
なお、大学の内部監査、その他調査等において、必要があれば取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力し、万が一、不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

〔備考〕

関連規定とは、「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」「湘南医療大学研究倫理規程」、「湘南医療大学における研究不正防止計画」、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正防止等に関する規則」等をいう。

【資料29】

湘南医療大学研究不正防止管理体制



湘南医療大学利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における教職員等の利益相反を防止し、教職員等が意欲を持ち安心して産学官連携活動その他地域貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）に取り組める環境を整備するとともに、本学の教育研究活動の公正性及び信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げる状態をいう。

- (1) 教職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と本学における教育研究に係る責任が衝突又は相反している状況（個人としての利益相反）
 - (2) 教職員等が産学官連携活動等に伴う職務遂行責任と本学における教育研究に係る職務遂行責任が衝突又は相反している状況（責務相反）
 - (3) 本学が産学官連携活動等によって得る利益と本学の教育研究上の社会的責任が衝突又は相反する状況（大学（組織）としての利益相反）
- 2 この規程において「教職員等」とは、学長、常勤教職員及び第5条に定める利益相反管理委員会が指定した者をいう。
- 3 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他本学以外の団体若しくは個人をいう。
- 4 この規程において「産学官連携活動等」とは、企業等との共同研究、受託研究、寄付金受入、技術移転、施設・設備若しくは物品等の提供又は兼業等をいう。

(利益相反管理の対象)

第3条 この規程において、利益相反管理の対象となる事象は、教職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

- (1) 企業等と産学官連携活動等を行う場合
 - (2) 産学官連携活動等を行う企業等から給与、謝金若しくは原稿料その他金銭の提供による収入、施設・設備等の便宜の供与、公開・未公開を問わず株式、出資金等の取得による一定額以上の個人的な経済的利益を得る場合
 - (3) 産学官連携活動等を行う企業等に対する本学施設等の利用の提供又は当該企業等からの一定額以上の物品若しくはサービス等の購入を行う場合
 - (4) その他第5条に規定する利益相反管理委員会を対象とすることを認める場合
- 2 教職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反管理の対象とする。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は産学官連携等を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについては、その解消又はより深刻な状態に発展しないよう最大限の配慮及び努力をしなければならない。

- 2 教職員等は前条に該当する場合又は厚生労働科学研究費補助金等の申請を行おうとするときには、第5条に規定する利益相反管理委員会に対して別記様式1により、年度ごとに又は新しく申告すべき経済的利益関係が発生するごとに、利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 3 教職員等は、前2項に定めるもののほか、本学の利益相反管理に誠実に協力しなければならない。

(利益相反管理委員会)

第5条 本学における適正な利益相反管理を行うため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）

を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利益相反管理に係る施策等の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 利益相反に係る指摘への対応に関する事項
- (3) 利益相反に係る相談及び調査に関する事項
- (4) 利益相反に係る審査、改善内容及び改善要請に関する事項
- (5) その他本学の利益相反に係る重要事項

(構成)

第6条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学科長
- (5) 事務部長
- (6) 学長が任命する外部有識者 2名以内
- (7) その他委員会が必要と認め、学長が任命したもの

2 前項第6号及び第7号の委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員から学長が指名したのものをもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は事情により委員会に出席できないときは、学長が前条第1項の委員から副委員長を指名する。

4 前項において、副委員長が委員長の職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第5条第2項第2号から第4号に係る事項につき関係者となる委員は、当該事項の審議及び議決に加わることができない。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的な事項の検討、調査又は案件の審査等のため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(相談)

第10条 教職員等は、自らの利益相反管理に関する事項について、委員会に相談することができる。

2 委員会は、前項の相談に応じるとともに、適切な助言を行う。

(審査及び通知あるいは勧告)

第11条 委員会は、第4条第2項に規定する利益相反に関する自己申告があったときは、個々の案件の利益相反につき許容できるものか否かを審査する。なお、委員会は前項の審査にあたって、必要に応じ自己申告を行った者その他関係者へ、必要資料の提出要求やヒアリングを行うことができる。

2 委員会は、審査の結果をとりまとめ、利益相反管理に関する措置について、学長に対して文書をもって意見具申を行う。

3 学長は、前項の意見具申に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、自己申告を行った教職員等に対して文書をもって本学の見解の提示及び改善に向けた助言又は勧告等（以下「勧告等」という。）を行う。

4 前項に規定する勧告等を受けた教職員等は、これに従わなければならない。

（異議申立）

第 12 条 教職員等は、前条第 3 項に規定する勧告等に異議があるときは、勧告等があった日から起算して 30 日以内に、別記様式 2 により委員会へ異議申立を行うことができる。

2 前項の申立があったときは、委員会は速やかに学長へ報告するとともに、当該異議申立を審議し、その結果を学長へ文書をもって通知する。

3 学長は、前項の通知を踏まえて、当該異議申立に対する決定を行い、第 1 項の教職員等へ文書をもって決定内容を通知する。

（大学としての利益相反）

第 13 条 教職員等は、第 2 条第 1 項第 3 号に定める大学（組織）としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に規定する問題提起は、事務部において受け付け、委員会委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員会委員長は、報告のあった問題提起の内容について検討を行い、事実関係を確認のうえ、利益相反管理の必要性の有無を判断する。その際、必要に応じ委員会を開催し、当該問題提起の内容及び対応を審議するものとする。

4 委員会委員長は、前項の判断の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断したときは、学長へ報告を行う。

5 学長は前項の報告を受けた場合において、改善を図る必要があると認めたときは、改善策を実施し、利益相反の回避又は解消を行うものとする。

（関係書類等の保存）

第 14 条 委員会は、提出された第 4 条第 2 項の自己申告書その他関連書類等を秘密文書として管理し、5 年間保存しなければならない。

（個人情報管理、守秘義務）

第 15 条 本学は、第 4 条第 2 項の自己申告等により得られた情報を適切に管理する。

2 本学における利益相反管理に関する業務に関与する者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務を退いた後も同様とする。

（説明責任）

第 16 条 本学は、教育研究活動の公正性及び信頼性を確保するための利益相反管理に係る社会的説明責任を果たすため、必要な範囲で利益相反に関する情報を公表する。

（研修等の実施）

第 17 条 本学は、教職員等に対する利益相反管理の啓発のため、適宜研修等を実施する。

（事務）

第 18 条 委員会その他利益相反管理に関する事務は、事務部において行う。

（改廃）

第 19 条 この規程の改廃は、運営管理会議の議を経て学長が行う。

（雑則）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。

利益相反自己申告書

年 月 日

利益相反管理委員会委員長 様

(所 属)

(職 名)

(氏 名)

湘南医療大学利益相反管理規程第4条第2項の規定により、私及び生活を一にする配偶者又は一親等の者につき、次のとおり利益相反自己申告書を提出します。

※ 年度分の申告か、変更申告かにつき、該当する方を■としてください

<input type="checkbox"/>	年度分申告	<input type="checkbox"/>	変更申告
--------------------------	-------	--------------------------	------

1 産学官連携活動等に係る研究費受入等

(1) 有 無

※ 該当する項目を■としてください

有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	---	--------------------------

(2) 内 容 (上記(1)で、「有」のとき、内容を記載してください)

※ 上記(1)で「有」のとき、同一の相手方(団体又は個人)につき、研究テーマごとに記載してください

相手方	研究テーマ	活動名	概 要 (受入金額や提供を受ける役務等)

2 産学官連携活動等に係る個人的利益

※ 産学官連携活動等に関し、当該年度において同一の相手方（団体又は個人）からの、項目ごとに基準以上（※(2)に記載の基準を参照）の個人的な経済的利益（何ら金銭的価値を有するもの全てを含む）の存在につき、申告してください

(1) 有 無

※ 該当する項目を■としてください

有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	---	--------------------------

(2) 内 容（上記(1)で、「有」のとき、同一相手ごとに内容を記載してください）

相手方①		相 手 方
項 目	基 準	概 要
株式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開株は発行済株式総数の5%以上を保有 ・ 未公開は、1株以上を保有 ※ストックオプションを含む 	
兼業報酬、謝金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業報酬、会議等謝金、講演料、原稿料、特許使用料等の合計が100万円以上 ※国、地方自治体及び独立行政法人は除く 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動の公正性・信頼性に疑念を持たれる可能性があるもの（旅行の提供、贈答品など） 	

相手方②		相 手 方
項 目	基 準	概 要
株式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開株は発行済株式総数の5%以上を保有 ・ 未公開は、1株以上を保有 ※ストックオプションを含む 	
兼業報酬、謝金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業報酬、会議等謝金、講演料、原稿料、特許使用料等の合計が100万円以上 ※国、地方自治体及び独立行政法人は除く 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動の公正性・信頼性に疑念を持たれる可能性があるもの（旅行の提供、贈答品など） 	

3 その他

※上記以外で産学官連携活動等に関し、研究活動の公正性、信頼性に疑念を持たれる可能性があるものがあれば、申告してください

(例：1団体との年間総額 500 万円以上となる業務委託、1団体との年間総額 500 万円以上となる物品購入)

--

異 議 申 立 書

年 月 日

利益相反管理委員会委員長 様

(所 属)

(職 名)

(氏 名)

年 月 日付け文書にて学長からあった利益相反管理に関する勧告等について、湘南医療大学利益相反管理規程第12条第1項の規定により、次のとおり異議を申し立てます。

【異議申立の内容】

【資料31】

湘南医療大学 研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学研究倫理規程第16条第3項に基づき、湘南医療大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会設置の目的)

第2条 湘南医療大学（以下「本学」という。）の教職員、学生及び本学に関連する学外者の教育、研究（以下「教育、研究等」という。）を、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨、「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成29年2月28日改正）」並びに個人情報保護の法律等に定められている事項に沿って倫理的配慮の下に実践するために必要な事項を審議することを目的に委員会を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、学長が指名した委員及び学長が委嘱した委員により構成する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 保健医療学部看護学科教員 1名以上
- (5) 保健医療学部リハビリテーション学科教員 1名以上
- (6) 薬学部医療薬学科教員 1名以上
- (7) 医系教員 1名
- (8) 事務職員 2名
- (9) 学外有識者 3名

ただし、委員の構成は以下の要件を満たすこととする。

- ア 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- イ 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- ウ 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- エ 委員会の設置者の所属機関に所属しない者
- オ 男女両性で構成されること
- カ 5名以上であること

2 前項第4号から第7号の委員は、関係の教授会の議を経て、学長が指名する。

3 第1項第8号の委員は、学長が指名する。

4 第1項第9号の委員は、運営管理会議の議を経て、学長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会が必要とするときは、委員以外の有識者の出席を求めて意見を聴くことができる。

7 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、学長が指名した副学長になる。

8 委員長は、委員会の組織、運営に関する規程、委員名簿並びに開催状況及び審査概要（委員会が非公開と判断されたものを除く。）を公表する。

(招集)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、規定の手続きを経た申請又は苦情、告発、相談等（以下「申請」という。）があったときは、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員長は、必要に応じて委員会を開催することができる。

4 委員から委員会開催の請求があるときは、委員長は委員会を開催しなければならない。

5 委員会は、委員の3分の2以上で成立する。

6 委員長に事故があるときは、委員の中から委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(審査の対象)

第5条 委員会が審査する対象は、次のいずれかに該当する事項とする。

(1) 本学教職員から申請された事項

(2) 教育、研究等の対象となる個人及び団体（以下「対象者」という。）から申請された事項

(3) 学長、学部長、研究科長、学科長又は本学各委員会委員長から諮問された事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(委員会の任務)

第6条 委員会は、所定の手続きを経て申請された前条に規定する教育、研究等を審査する。

2 審査の対象となっている教育、研究等の研究責任者又は分担者となっている委員は、当該審査に関与することができない。

3 委員会は、審査を行うに当たって、倫理的及び社会的観点から次の事項に留意するものとする。

(1) 対象者の人権の擁護

(2) 教育、研究等によって生じる対象者の不利益と教育、研究等によって得られる利益又は貢献の予測

(3) 対象者の理解及び同意

(申請手続)

第7条 審査を申請しようとする者は、委員長に提出しなければならない。

2 学生の研究に関しては、これを指導する教職員が申請する。

3 共同研究に関しては、研究責任者が代表して申請する。

(判定)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、議長が必要と認めるときは、無記名投票により3分の2以上の同意をもって判定することができる。

2 判定は、次のいずれかによるものとする。

(1) 研究倫理以外の倫理審査の判定

ア 倫理的に問題なし

イ 倫理的に問題あり

ウ 非該当

(2) 研究倫理審査の判定

ア 承認

イ 条件付承認

ウ 変更の勧告

エ 不承認

オ 非該当

3 審議の経過及び結果は記録として保存し、原則として公表してはならない。ただし、委員会が必要と認めるときは、申請者の同意を得て公表することができる。

4 委員長は、委員会の審査結果を学長及び運営管理会議に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、審議後速やかに、審査結果を申請者に対し書面で通知しなければならない。

2 前項の通知は、前条第2項第1号の審査判定の全て及び第2号のイからオの審査判定のときは、その理由を付さなければならない。

(再審査)

第10条 申請者は、審査結果に対し異議のあるときは、再審査を1回に限り申請することができる。

2 再審査を申請しようとする者は、その根拠となる資料を添付し、委員長に提出しなければならない。

3 研究の倫理審査について再審査の申請を受けたとき、委員長は、直ちに委員会での再審査の手続きを行わなければならない。

(調査部会)

第11条 委員会は、本学教職員及び学生の教育、研究等に関する研究倫理に反する行為、不当及び不公正に関する告発、その他苦情及び相談等に関し、調査の必要があるときは、調査部会を置くことができる。

2 委員会は、調査部会が提出した調査報告書に基づき審査を行う。

(措置)

第12条 学長は、委員会が倫理的に問題あり、あるいは不法行為と認定した被申請者に対し、運営管理会議の議を経て、必要な措置を講じる。

(事務)

第13条 委員会の事務は、事務部が担当する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営管理会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月19日から施行する。

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

この規程は、平成30年4月4日から施行する。

この規程は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

【資料32】 F D 研修計画の実施状況一覧〔2015～2022年度〕（開学時計画の実施状況を経年的に示す）。2023/3/3

灰色:計画になかったもの

*ふれあいグループ全体研修会で実施した回数

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		開学年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
①教育方法・学生指導等の研修		*1回	新任研修 *1回	新任研修 *2回	新任研修 *3回	新任研修 *1回	新任研修 *2回	新任研修 *2回	新任研修 *2回
②学生による授業評価と結果の公表		アンケートは講義・演習はFDネットワークつばさ(山形大学)を利用、臨地実習は学科独自作成、リフレクションペーパーは学部作成で実施。						大学独自で調査を実施	
③教員相互の授業参観と公表	看護	2回 参加28名	4回 参加71名	14回 参加81名	14回 参加82名	10回 参加46名	7回 参加38名	全体研修会 報告1回	
	リハ			2回 参加8名	3回 参加9名	4回 参加24名	8回 参加31名		
	薬学部								
④臨床実習指導方法に関する講習会	看護	実施せず	第1回臨地実習指導者会議(実習委員会主催)終了後に年1回開催			感染症対策にて中止		臨地実習指導者会議(実習委員会主催)終了後に年1回開催	年2回実施(2022/8/18、2023/3/16)
	リハ	実施せず	各年度実施している臨床実習指導者会議の中で、年1回開催。			施設ごとに、担当教員と各施設の実習担当がオンライン双方向システムにて実施。		施設ごとに、担当教員と各施設の実習担当がオンライン双方向システムにて実施。	施設ごとに、担当教員と各施設の実習担当がオンライン双方向システムにて実施。
	薬学部							実施無	実施無
⑤授業方法改善検討会		*2回	*1回	*3回	*3回	*2回	*3回	3回	1回
⑥他大学の教育方法の伝達				*1回	*1回				1回
⑦プレゼンテーション技法の講習						*1回	*1回		2回
⑧教育改善のための機器利用の講習				*1回			*3回	1回	2回
⑨自己点検評価に関する研修		*1回			*1回	*1回	*1回	1回	1回
⑩卒業生の修学・就職・進学等分析検討					*2回	*3回	*3回	1回	1回
⑪教員・大学としての地域貢献に関する講習				*1回	*1回		*1回	1回	1回
⑫教員の研究活動の報告書の発刊		年1回開催 ふれあいグループ医療・教育研究会プログラム・抄録集							
⑬教員と臨床現場との連携活動検討会						*1回			1回
⑭科学研究費等の外部資金講習会		*1回	*1回	*1回	*1回	*1回	*2回	1回	1回
⑮カリキュラムの再検討会					1回 1回	1回	*1回 1回	1回	各学科1回
カリキュラムワーキング			合同	看護	看護 リハ 3回	リハ 3回	看護 リハ 2回		看護1回 リハ3回
⑯授業評価、実習評価の妥当性に関する講習会			*1回		*1回	*1回		1回	看護1回 リハ6回
その他								1回(認証評価への取り組み)	

	月曜日						火曜日						水曜日						木曜日						金曜日						土曜日											
	前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)			前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)			前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)			前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)			前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)			前半(4月~6月上旬)			後半(6月下旬~8月)								
	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室			
1限																																										
2限																																										
3限																																										
4限																																										
5限																																										
6限	専門	在宅・公衆衛生学演習	小林紀明	専門	在宅・公衆衛生学演習	小林紀明	共通	看護教育特論		共通	形態機能・病態学特論		共通	形態機能・病態学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論		共通	医療社会学特論	
	専門	生活支援医療学演習Ⅱ	鶴見隆正	専門	生活支援医療学演習Ⅱ	鶴見隆正	専門	精神保健医療学演習	片山典子	専門	精神保健医療学演習	片山典子	専門	女性保健学演習	山崎圭子	専門	女性保健学演習	山崎圭子	専門	がん看護学特論Ⅱ		専門	がん看護学特論Ⅳ		専門	健康支援ケアシステム学演習	川本利恵子	専門	健康支援ケアシステム学演習	川本利恵子												
	専門	生涯発達ケアシステム学演習	山崎圭子	専門	生涯発達ケアシステム学演習	山崎圭子	専門	生活支援医療学演習Ⅰ	山勢善江	専門	生活支援医療学演習Ⅰ	山勢善江	専門	地域生活ケアシステム学演習	木田芳香	専門	地域生活ケアシステム学演習	木田芳香																								
							専門	がん看護学特論Ⅱ		専門	がん看護学特論Ⅳ																															
7限	専門	在宅・公衆衛生学演習	小林紀明	専門	在宅・公衆衛生学演習	小林紀明	共通	看護教育特論		共通	形態機能・病態学特論		共通	形態機能・病態学特論		専門	がん看護学特論Ⅲ		専門	がん看護学特論Ⅴ		専門	健康支援ケアシステム学演習	川本利恵子	専門	健康支援ケアシステム学演習	川本利恵子															
	専門	生活支援医療学演習Ⅱ	鶴見隆正	専門	生活支援医療学演習Ⅱ	鶴見隆正	専門	精神保健医療学演習	片山典子	専門	精神保健医療学演習	片山典子	専門	女性保健学演習	山崎圭子	専門	女性保健学演習	山崎圭子																								
	専門	生涯発達ケアシステム学演習	山崎圭子	専門	生涯発達ケアシステム学演習	山崎圭子	専門	生活支援医療学演習Ⅰ	山勢善江	専門	生活支援医療学演習Ⅰ	山勢善江	専門	地域生活ケアシステム学演習	木田芳香	専門	地域生活ケアシステム学演習	木田芳香																								
							専門	がん看護学特論Ⅲ		専門	がん看護学特論Ⅴ																															

※ 表示の説明 □ … 修士課程の共通科目 □ … 博士後期課程の共通科目 □ … 博士後期課程の基礎科目 □ … 修士課程の専門科目 □ … 博士後期課程の専門科目

		月曜日						火曜日						水曜日						木曜日						金曜日						土曜日					
		前半 (4月~6月上旬)			後半 (6月下旬~8月)			前半 (4月~6月上旬)			後半 (6月下旬~8月)			前半 (4月~6月上旬)			後半 (6月下旬~8月)			前半 (4月~6月上旬)			後半 (6月下旬~8月)			前半 (4月~6月上旬)			後半 (6月下旬~8月)								
		科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室	科目名	教員名	教室						
心身機能回復領域(修士課程) / リハビリテーション学領域(博士課程)	1限																									共通	コンサルテーション論		渡邊真理								
	2限																									共通	コンサルテーション論		渡邊真理		共通	多職種協働・地域連携特論		小林紀明			
	3限							共通	臨床薬理学		渡邊真理															共通	研究特論		★竹内文乃		共通	研究特論		★竹内文乃			
	4限							共通	臨床薬理学		渡邊真理															共通	コンサルテーション論		渡邊真理		共通	多職種協働・地域連携特論		小林紀明			
	5限																									共通	保健医療学実践研究		喜多村健		共通	高等教育学		★小柳正司			
	6限	専門	運動機能回復学演習	田邊浩文		専門	運動機能回復学演習	田邊浩文	共通	看護教育特論		川本利恵子		共通	形態機能・病理学特論		柴田昌和	共通	形態機能・病理学特論		非常勤講師		共通	医療社会学特論			★栗山晶子		共通	医療社会学特論		★栗山晶子					
		専門	脳機能回復学特論	鈴木雄介		専門	脳機能回復学特論	鈴木雄介	専門	身体機能支援医療学演習		田邊浩文	専門	身体機能支援医療学演習		田邊浩文							専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和	専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和		専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		
																											専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		
																											専門	地域生活支援学演習		山田拓実		専門	地域生活支援学演習		山田拓実		
	7限	専門	運動機能回復学演習	田邊浩文		専門	運動機能回復学演習	田邊浩文	共通	看護教育特論		川本利恵子		共通	形態機能・病理学特論		柴田昌和		共通	形態機能・病理学特論		非常勤講師		専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和	専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和		専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志	
		専門	脳機能回復学特論	鈴木雄介		専門	脳機能回復学特論	鈴木雄介	専門	身体機能支援医療学演習		田邊浩文	専門	身体機能支援医療学演習		田邊浩文							専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和	専門	運動・動作制御学演習		柴田昌和		専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		
																											専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		専門	呼吸循環機能学演習		森尾裕志		
																											専門	地域生活支援学演習		山田拓実		専門	地域生活支援学演習		山田拓実		

※ 表示の説明 ... 修士課程の共通科目 ... 博士後期課程の共通科目 ... 博士後期課程の基礎科目 ... 修士課程の専門科目 ... 博士後期課程の専門科目

湘南医療大学特別任用教員に関する規程

(平成 29 年 2 月 1 日)

最新改正 (令和 3 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における教育職の特別任用に関し、必要な項目を定める。

(特別任用教員の職名)

第 2 条 本学における特別任用による教育職（以下「特別任用教員」という。）の職名は次の各号のとおりとする。

- (1) 特任教授
- (2) 特任准教授
- (3) 特任講師

2 職名は、特別任用される者の研究教育又は専門分野での業績により定めるものとする。

(対象者の範囲)

第 3 条 本学が特別任用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学又は他の大学を定年退職した者で、本学の教育・研究に特に必要なもの
- (2) 専門分野での業績が顕著で、本学の教育・研究に特に必要な者
- (3) 本学の学部等の新設・改組の実施に特に必要な者
- (4) 本学の新しい教育プログラムの遂行に特に必要な者

(選考の方法)

第 4 条 特別任用教員の選考は、運営管理会議の議を経て理事長が決定する。

(雇用契約)

第 5 条 特別任用教員の任用は、双方同意の上で、雇用契約を締結し行う。

2 前条の雇用契約には次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 雇用契約の期間
- (2) 委嘱する業務
- (3) 勤務日数・時間等
- (4) 給与・諸手当等

(任用の期間)

第 6 条 特別任用教員の任用期間は、原則として 1 年とする。

2 本規程第 3 条各号のいずれかによる特別な事情がある場合に限り、前項の任用期間を更新することができる。

3 前項の規定に関わらず、最初の契約から 5 年、又は満 70 歳を超えた者を任用及び任用期間を更新することはできない。

(服務・給与等)

第7条 特別任用教員の服務等は、個別に締結する雇用契約書のほかは、別に本学園が定める就業規則（非常勤職員）を適用し、定めのない部分については就業規則を準用する。

2 特別任用教員の給与・諸手当は、学長が雇用契約において個々に定めることとする。ただし、特別任用教員に対して退職金は支給しない。

(役付教育職への就任)

第8条 特別任用教員は、原則として役付教育職には就けないものとする。

2 前項の規定に関わらず、当該本人を役付教員に就けるやむを得ない特別な事情があり、かつ理事長の了承を得た場合に限り、特別任用教員を役付教育職に就けることができる。

(教授会)

第9条 特別任用教員は、学長が必要と認めた場合に限り、教授会又は研究科委員会で意見を述べるができる。

(研究室)

第10条 特別任用教員に対しては、学長が必要と認めた場合に限り、研究室を与えることができるものとする。

(研究費及び研究活動)

第11条 特別任用教員に対しては、学長が必要と認めた場合に限り、個人研究費を配分するものとする。個人研究費の取扱いは本学個人研究費規程を準用する。

2 研究活動は、本学の定める諸規程及び規則に従い行うものとする。

(例外的な取り扱い)

第12条 特別任用教員に関し、やむを得ない特別な事情により本規程の定めによらず任用する場合は、運営管理会議の議を経て、理事長が決定する。

(補足)

第13条 本規程に定めるもののほか、特別任用教員に関して必要な事項は、運営管理会議の議を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営管理会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教員組織方針

本学の理念「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学長の強いリーダーシップの下、本学の強み・特色を生かした機能強化を一層推進するとともに、多様性を尊重し、教育研究活動の更なる活性化を図り、地域医療に貢献する大学として発展するため、以下のとおり教員組織計画を学長が裁定する。

1. 教員の配置

保健医療福祉教育分野の研究と教育の基盤を構築して、地域に貢献すると同時に持続的な発展を導く大学経営を実現し、ステークホルダーに高く評価される知的資産を生み出す教育研究拠点を整備するため、機能強化の方向性を踏まえた分野に、下記のとおり教員を補充し、配置する。

大学院博士後期課程において、定年退職となる承継職員ポストに欠員（早期退職や辞職等を含む。）が生じた場合は、運営管理会議で補充等を審議・決定する。なお、補充する場合には、若手教員（採用時 30 歳台後半から 50 歳台前半をいう。以下同じ。）の採用を優先的に検討する。

2. 採用方針

多様な人材による教育研究活動の活性化を図るため、内部教員の昇格のほかに、若手教員及び外部人材の採用を行う。併せて優秀な人材確保のため、枠組みにとらわれない登用を推進する。

（1）多様性の推進

①年齢構成の適正化（各年代が同数程度の構成）を図るとともに、若手教員の育成・活躍促進を後押しし、持続可能な教育研究体制を構築する。上位ポストの下位流用を積極的に活用することにより、若手教員採用比率 60%以上を目指す。

②多様性環境の実現を推進するとともに、ジェンダード・イノベーション創出に向け、指導的立場も含めて女性教員の活躍を促進し、女性教員採用比率を高める。

※2023年5月1日現在、本学は、専任教員数 107 名に対して男性教員 55 名（51.4%）、女性教員 52 名（48.6%）であり、ほぼ同比率である。

③イノベーション創出に向けて、医療施設等の外部人材の登用も促進する。

（2）公募及びダイレクトリクルーティングによる登用の徹底

教育力、研究力を更に向上させるため、アカデミック・インブリーディングのほか、公募による登用を推奨し、研究業績の高い人材及び科研費等外部資金獲得力の高い人材を登用する。併せてダイレクトリクルーティング（選考分野における研究者情報を収集・分析し、積極的にアプローチ）により優秀な研究者を発掘する。